環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員長　千葉　康一郎

1　日時

平成19年９月４日(火曜日)

午前10時５分開会、午後２時41分散会（うち休憩午前11時51分～午後１時６分）

2　場所

第５委員会室

3　出席委員

千葉康一郎委員長、小野寺有一副委員長、及川幸子委員、三浦陽子委員、髙橋元委員、樋下正信委員、髙橋博之委員、木村幸弘委員、及川あつし委員

4　欠席委員

なし

5　事務局職員

佐々木担当書記、菅野担当書記、津軽石併任書記、花山併任書記、河野併任書記

6　説明のために出席した者

(1)　環境生活部

菊池環境生活部長、小田桐環境生活企画室長、
古川産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、菅原環境生活企画室企画担当課長、
谷地畝環境生活企画室県民生活安全担当課長、
高橋環境生活企画室食の安全安心･消費生活担当課長、加藤環境保全課総括課長、
谷藤資源循環推進課総括課長、菅原自然保護課総括課長、
青木資源エネルギー課総括課長、遠藤青少年・男女共同参画課総括課長、
杉村産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室調査追及担当課長、
吉田産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室再生・整備担当課長

(2)　保健福祉部

赤羽保健福祉部長、古内保健福祉企画室長、野原保健福祉企画室企画担当課長、
柳原医療国保課総括課長、高田保健衛生課総括課長、下屋敷地域福祉課総括課長、
及川長寿社会課総括課長、小林障害保健福祉課総括課長、川上児童家庭課総括課長、
尾形医師確保対策室長

7　一般傍聴者

５人

8　会議に付した事件

(1)　環境生活部関係

（請願陳情）

受理番号第３号　海に、空に、放射能を流さないことを求めることについての請願

９　議事の内容

○千葉康一郎委員長　おはようございます。ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

これより環境生活部関係の請願陳情について審査を行います。受理番号第３号海に、空に、放射能を流さないことを求めることについての請願を議題といたします。本日は、参考人として、京都大学原子炉実験所原子力基礎工学研究部門助教の小出裕章先生をお招きしておりますので、御紹介いたします。

○小出裕章参考人　皆さん、おはようございます。お招きいただきまして、ありがとうございます。京都大学の小出です。どうぞよろしくお願いいたします。

○千葉康一郎委員長　小出先生の略歴につきましては、お手元に配付いたしておりますので、御了承願います。

本日は、受理番号第３号海に、空に、放射能を流さないことを求めることについての請願につきまして、請願内容に従い、専門的な立場から、貴重な御解説、御意見をいただくことにしております。これから御解説等をいただくわけでありますが、後ほど小出先生を交えての質疑、意見交換の時間を設けておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、小出先生よろしくお願いいたします。

○小出裕章参考人　１時間ほどお時間をくださるということですので、青森県の六ヶ所村に再処理工場が今試験的に稼働を始めました。もうすぐ本格稼働を予定されていますので、その問題が岩手の皆さんにどのように関係するかということをお聞きいただきたいと思います。

事務局の方が私の資料を大変丁寧に準備してくださって、二つお手元にあると思います。「六ヶ所再処理工場の被曝問題と岩手県」という、これはもともと皆さんにお配りしてお読みいただきたいと思って私がつくったものです。ただ、これだけでは、多分きょうの話を理解していただけないかと思いまして、今からここに絵や写真をたくさん映しながらと思っております。その絵や写真の中身まで既に事務局の方がこのような形で印刷してくださっていまして、このとおりの流れで話を進めさせていただきます。

私は、京都大学原子炉実験所というところで毎日原子炉や放射能を扱って生活をしています。人間という生き物が放射能とか放射線というものに気がついた、こういうものがあるということに気がついたのは1895年のことです。皆さんもレントゲンというのは御存じだと思いますけれども、ドイツのレントゲンという大変優秀な学者が、あるときに何か不思議な光があるということを偶然見つけました。それをＸ線という名前で呼ぶことにしたのですが、何かおかしいということで、当時の非常に優秀な学者たちがそのＸ線の正体を突きとめようという仕事を始めました。

皆さん、例えばキュリー夫人を御存じだと思いますけれども、夫婦で共に大変優秀な学者でした。だんなの方はピエール・キュリーといいますし、キュリー夫人はマリーという名前でした。その２人の学者もその放射能、放射線は何かということで研究を始めるのですけれども、いかんせん、放射線が何か、放射能が何かということが全くわからないという時代でした。

ですから、キュリー夫妻たちも研究室で仕事をしながら、自分の実験着のポケットに放射能を入れて自宅まで帰るといったようなことをやっていたわけです。いかんせん危険がわからないままそういう形で仕事をしまして、ピエールの方は体がぼろぼろになって、あるとき、ふらふらと道路に歩いて出て馬車にはねられて死んでしまいます。マリー・キュリーの方も白血病になって、結局死ぬということで、当時はたくさんの優秀な学者たちが被曝をしながら死んでいく、そういう時代が続きました。

それからも米国という国が原爆をつくるということで、放射能をたくさん扱って被曝をするというようなことで、人間が被曝をするという悲惨な歴史がずっと続いてきたわけです。その中で、被曝をすると死んでしまうということもだんだんわかってきました。

○千葉康一郎委員長　すみません、冒頭、申し上げるべきだったのですけれども、先生、どうぞ、暑いから上着を脱いで。どうぞ、皆さんも上着を脱いでよろしくお願いします。執行部の方々もどうぞ。どうも済みません。

○小出裕章参考人　いいえ、とんでもない。

では、話を進めさせていただきます。ここに１枚の絵を見ていただいています。これは悲惨な被曝の歴史の中で、どれだけ被曝をすると人間が死んでしまうかということがだんだんわかってきたわけで、その知識を１枚の図にまとめました。左の方に２から８まで、全身被曝線量と書いてグレイという単位で被曝の多い少ないを書いています。このグレイという単位については後でもう一度聞いていただきますけれども、２という被曝、３、４、５、６、７、８とだんだん被曝量が多くなっていきます。そして、赤い帯が立っているのですが、下の方が帯の幅が狭い、それで上にいくと帯の幅が太くなっていく。これが人間が死んでしまう割合を示していまして、２という単位の被曝をすると死ぬ人が出始める。３になるともう少し死ぬ人が多い。４になってもっと多くなって、８という被曝をするとほぼ100％の人が死んでしまうということが、長い歴史でわかってきたわけです。

そして、日本という国では、こういう被曝で死んでしまうということを、つい最近、また経験したことがあります。1999年９月30日に茨城県東海村のＪＣＯという核燃料の加工工場で事故が起きました。そのとき２人の方が亡くなりました。どの程度の被曝をしたかというと、大内さんという方は18グレイという単位の被曝をしました。８グレイで100％死んでしまうわけですから、大内さんはその量をはるかにオーバーしているので、この方は当然助からないだろうなと私は思いました。もう１人の方、篠原さんという方も10グレイの被曝をしたということですから、やはりこの方も助からないということです。

臨界事故といってウランが突然燃え始めるという事故だったわけですけれども、その場

所でこの２人の労働者は倒れました。そしてすぐに救急車が来まして、この２人の労働者を病院に運びました。国立水戸病院という巨大な病院に運び込んだのですが、その国立水戸病院はこの２人の労働者の治療を拒否しました。被曝をした人は助けられない、治療できないということで拒否しました。
そして、ではこの２人はどうなったかといいますと、千葉県に放射線医学総合研究所という被曝治療の専門病院があります。そこにヘリコプターで運ばれました。そこで彼らの被曝量をはかったら、これぐらいの被曝をしているだろうということがわかりまして、わかったとたんに、今度はその放射線医学総合研究所自身が彼らの治療を拒否したということです。こんなに被曝をしている人たちは助けられない。自分たちの病院で何をしてもどうせだめだから、これは自分たちで受け入れることはできないということになりました。
　結局どうしたかというと、日本の医学界がとにかく総出で彼らを助けられないか、試してみようということで東大病院にこの２人の労働者を担ぎ込んで、日本の医学界が総出で彼らの治療に当たりました。これが東大病院に担ぎ込まれたころの大内さんの右手です。なんとなく赤くはれぼったく見えると思います。要するに、皆さんが海へ行って海水浴で日焼けをするという、そんな状態に見えるわけです。これは被曝８日目です。
　過去の被曝の歴史でいうと、こういう致死量の被曝を受けたときには、ほとんど２週間以内に死んでしまうということがわかっていました。大内さんは、これは８日目ですから、ほぼ１週間たったときにこのくらいの症状だったのです。
皆さんも海に行って日焼けをするということもあると思います。私も海で日焼けします。皮膚が黒くなったりして、こすれば皮もむけていく。でも、また下の皮膚が再生してきて特別何も起こらない。やけどをするときもそうです。台所でやかんをさわってしまった、ストーブをさわってしまったということになれば、皮膚がやけどするわけですけれども、その皮膚に油を塗って包帯でも巻いておけば、また下の組織が皮膚をつくって再生してくれるというのが人間なわけです。
　大内さんもこの表面の皮膚は日焼けをしているわけですけれども、この場合には放射線で日焼けをしているわけです。皆さん考えていただきたいのですけれども、時々Ｘ線の撮影をやると思います。例えば、病院に行ってＸ線装置の前に立って、こう張りつけて、息を吸ってとめてバシャッと撮るわけですね。そのときには、後ろの方からＸ線が飛び込んできまして、背中から私の体を通って胸を通って、胸の前に置いた写真乾板に私の体を印画するという形になっています。つまり、背中の方から私の体すべてをＸ線がぐっと貫いて、胸の表面も貫いて出てくるわけですから、私は全部が被曝をするという形になっている。大内さんのこの手も表面、この上の方の皮膚も被曝をしていますし、この裏側の皮膚ももちろん被曝をしているし、骨も被曝しているし、そういう形で被曝をしているわけです。
　この表面の皮膚がだめになっていくわけですけれども、でも、この場合には放射線でやられているわけですから、表面の皮膚のすぐ下の組織もまた放射線でダメージを受けているわけです。そうなるとどうなるかというと、この表面の皮膚がだめになっても再生すること

ができないということなのです。結局、大内さんはこういう手になりました。
これは被曝 26 日目ですから、本当であれば、はるか以前に死んでいます。ところが、日本の医学界が総出で彼らの治療をしまして、毎日毎日 10 リットルを超える輸血と輸液を繰り返す。天文学的な鎮痛剤を与えて彼の治療に当たるというようなことをやったために、彼はまだ生きていたわけです。包帯で体中ぐるぐる巻きにしているのですが、体液がどんどん失われていきますので、毎日お医者さんと看護婦さんが何人もかかって、何時間もかかって包帯を取りかえるという作業をしたそうです。

そのときも、大内さんは、天文学的な鎮痛剤というのは麻薬ですけれども、麻薬を与えられていても苦痛で顔を歪めるという、そのような治療を受けながら生きていたわけです。結局あの大内さんは 83 日間生きました。一番下に書いてありますけれども、これはＮＨＫ取材班の「被曝治療 83 日間の記録」という岩波書店の本から私これとってきたのですが、大変苦しい闘病の末に、結局こういう形で死んでしまうということになりました。

被曝の単位はグレイだと私は言いました。物にはいろいろ単位があります。身長をはかるときには何メートル何センチというし、体重をはかるときには何キログラムといいます。被曝はグレイという単位ではかります。ではどうやってこのグレイというのを決めるかというと、こういうふうに決まっています。１キログラムの物質が１ジュールのエネルギーを吸収したときの被曝量を１グレイ、非常に単純なのですね。１キログラムという重さの物体に１ジュールというエネルギーが加われば１グレイということになる。ただ、ジュールというのは、皆さん、普通はあまりなじみがないと思います。１ジュールというのは 0.24 カロリーです。ですから、大変わずかな量です。もし被曝する物質が水であれば、１グレイの被曝をしたときには、その水の温度は１万分の２度上がります。エネルギーとしていえば、本当に微少な量です。これ先ほども見ていただいた図ですけれども、ここに私、半致死線量というのを書きました。４グレイという数字です。４グレイという被曝をすると２人に１人が死んでしまうというのがその量です。それはどのくらいかというと体温が 1,000 分の１度しか上昇しません。

私も時々風邪を引いたりして体温が上がることがあります。皆さんもそうだろうと思います。普通 36 度の熱が 37 度になったり、あるいは子供の場合には 38 度になったりということはよくあることです。人間は１度や２度体温が上がっても、そんなことで死なないのです。ところが、こと放射線で被曝をする場合には、体温が 1,000 分の１度上がる、体温計ではかることもできない、そのぐらいの被曝をすると２人に１人が死んでしまって、1,000 分の２度上がったら、もう全員死んでしまう。それぐらいの被曝なわけです。

大内さんや篠原さんの被曝はこんな量ですけれども、いずれにしても 1,000 分の何度しか体温が上がらないという、それぐらいの被曝量であったわけです。それでも大内さんの手はあんなふうな姿になって、結局死んでしまうということになりました。

なんでこんなことになるのかということが放射線の恐ろしさなのですが、私は人間という生き物で、皆さんもそうですけれども私の体は大部分が水です。そのほかにたんぱく質が

あるし、骨があったり、脂肪もあるだろうし、いろいろな物質でできている。そういうものは、この世界では分子というものでできている。分子というのは、原子が寄り集まったものです。炭素であるとか、水素であるとか、酸素であるとか、そういうものがどうやって手をつなぐかということで、水になったり、たんぱく質になったり、脂肪になったり、あるいは遺伝情報を伝える物質になったりするわけです。そのときに、お互いに原子が結びつき合っているエネルギーの強さというのは私たちはエレクトロンボルトという単位ではかります。これも説明し出すとちょっと大変なので、今は省かせていただきますけれども、エレクトロンボルトという単位ではかって、その単位でいうと数エレクトロンボルトです。私の体はほとんどが炭素、水素、酸素ですけれども、それが数エレクトロンボルトというエネルギーでお互いに手をつなぎながら私の体をつくる。私の遺伝情報をつくる。それをまた世代を超えて子供たちに伝えていくという、そういう生き物なわけです。

ところが、放射線が持っているエネルギーははるかに巨大です。さっき病院のＸ線の話をしましたけれども、Ｘ線撮影をするときのＸ線のエネルギーは約 10 万エレクトロンボルトあります。ですから、私がＸ線撮影を受けて、こうやって息を吸ってとめてバシャッとやられるときには、こういう 10 万エレクトロンボルトというエネルギーを持ったＸ線が私の体を突き抜けて写真乾板に印画しているわけです。そのときに私の体はそのＸ線で被曝を受けて、分子の結合が幾つも幾つも切断されていくということになっているわけです。Ｘ線撮影は大変便利です。私は、目で見る限りはこういう姿ですけれども、Ｘ線撮影をすれば私の骨がどんなになっている、あるいは肺にがんがあるかないかというようなことまで見えるわけですから大変便利だけれども、その撮影をすることで私の肉体が傷を受けるということは避けられないわけです。

今から六ヶ所村の再処理工場のことを聞いていただくわけですけれども、六ヶ所村の再処理工場から放出される放射能のうちで、重要な放射能にトリチウムという放射能があります。それは、再処理工場のほうから言うと、大変安全な放射能だ、エネルギーが低いんだ、だから危険も何もありませんという説明になっていますが、そのトリチウムという放射能はベータ線という放射線を出します。その放射線のエネルギーは１万 8,600 エレクトロンボルトある。ですから、私たちの体をつくっている分子結合のエネルギーから比べればほぼ１万倍というようなエネルギーを持った塊が被曝をさせるということなのです。ですから、決して安全でもなんでもありません。とてつもないエネルギーのものだと思っていただいた方がいい。

それから、炭素 14 という放射能も再処理工場から放出されることになっていますが、そのベータ線は 15 万 6,000 エレクトロンボルトです。もちろん、トリチウムよりももっと危険な放射能です。

それから、セシウムという放射能、これも後でまたもう一度聞いていただきますが、これはガンマ線という放射線を出しますが、それは 66 万 1,000 エレクトロンボルト、こんなエネルギーです。さらにプルトニウムという重要な放射能があるのですが、それはアルファ線と

いう放射線を出します。そのアルファ線に至っては 510 万エレクトロンボルトというような単位の放射線が出る。

こういうような、私たちの生命体を形づくっている物質が持っているエネルギーに比べれば、何十万倍、何百万倍というようなエネルギーを持った塊が私たちに被曝を加える。そのために私たちの体はぼろぼろになって、体温の上昇でいうならば 1,000 分の何度というほんのわずかだけれども、生きることができなくなってしまう、そういうものなのです。ですから被曝というのは、いわゆる生命体にとってはとてつもなく有害だということを、まず皆さんにわかっていただきたいと思います。

今、人が死んでしまうといったような話をずっと聞いていただいたわけです。ここに「いわゆる放射線「許容量」の変遷」という図を見ていただいています。1900 年から 2000 年まで書いてあります。レントゲンがＸ線を見つけたのが 1895 年ですから図の左端なのですが、このころは放射線がどれだけ危険かわからなかった、そういう時代だということを先ほど聞いていただきました。ですから、許容量というのもこんな位置にありました。これは対数グラフというものですが、0.1 から一、十、百、千、万、十万というように、１段上がるごとに 10 倍上がっていくという、とてつもなくふえていく図なわけですけれども、当時放射線が何かわからないときには、図の一番上に近いところに許容量がありました。そしてキュリー夫妻等、たくさんの学者が死んでしまうという歴史をたどった頃がこの時代でした。

そして、10 年、20 年とたってきたらば、被曝はとっても危険だからということで、許容量は 10 分の１、100 分の１ぐらいまでどんどん下がってきたわけです。さらに、広島、長崎の原爆を経験してから、人間がすぐに死ななくても、人間は被曝をするといろいろな形で被害を受けるということがわかってきまして、どんどんまた許容量が下がってくるという歴史をたどってきました。これを書けば、要するに、直線的に下がっている。ほぼ 100 年の間に 10 分の１、100 分の１、1,000 分の１、あるいは 10,000 分の１というぐらいまで、放射線というのは危険なのだ、だから許容量というものはどんどん下げなければいけないという歴史をたどってきて、今私たちは図の右の端にいるわけです。

こうやって放射線が危険だということがだんだんわかってきまして、たくさん被曝をすれば死んでしまう。たくさん被曝をしなくても、人間は被曝をすればがんや白血病になる。あるいは遺伝的な障害というのが引き起こされるということがだんだんわかってきたわけです。

そういうことを研究するグループはたくさんあるわけですが、米国の科学アカデミーの中にＢＥＩＲ委員会というものがあります。Biological Effects on Ionizing Radiation と言って、放射線の生物学的影響という委員会がありまして、何十年にわたって放射線の影響を研究し続けてきました。その委員会が 2005 年に７番目の報告を出しました。その報告の中でこう言っています。「利用できる生物学的、生物物理学的なデータを総合的に検討した結果、委員会は以下の結論に達した。被曝のリスクは低線量にいたるまで直線的に存在し続け、しきい値はない」。しきい値というのは、これ以下なら安全だという量ですけれども、

そういう量はない。「最小限の被曝であっても、人類に対して危険を及ぼす可能性がある」という結論を出しました。

この結論は、もうずっと何十年も前からこの結論なのですけれども、やはり研究すれば研究するだけこれは疑えない。どんなに微小な被曝であっても危険はあるということが現代の科学でわかってきたことなのです。これはもうだれにとっても否定できないことです。

ところが、原子力を進めようとする人、再処理工場を進めようとする人は、こんなことを言い出した。この横軸が被曝の多い少ないをあらわしています。縦軸が影響のあらわれる確率、割合をあらわしている。先月、ここに山名さんという私の同僚が説明に来てくれたのだそうですけれども、その山名さんが東北原子力懇談会という原子力を進める人たちの企業の集まりから「ひろば」というパンフレットを出しまして、その中に載っていた文章です。そしてこんな図を書いたのです。たくさん被曝をすれば影響が出る。被曝量が減ってくると、影響の出方がだんだん減ってくる。それでもこれがずっと直線的に影響は出続けるというのが先ほどのＢＥＩＲ委員会の結論だったし、今の学問の到達点なわけです。ですから、どこまで行っても危険はあるということがわかっているわけですけれども、ここにこう書いたのですね、容認できるレベル。危険があることをわかっているときに、容認できるというのは一体どういうことなのでしょうか。

山名さんはこう書いています。地球温暖化やエネルギー危機を回避する原子力のメリットの方が大きいのではないですか、と言うのが私たち専門家の考え方なんです。私たち専門家、と彼はあえて書いています。これはどういうことかというと、専門家でないようなやつが何を言うか、専門家が容認できると言っているならば文句を言うなと、どうもそういう意味のようなのですね。

しかし、山名さんは私の同僚でもありますけれども、もともと温暖化の専門家でもないし、エネルギー問題の専門家でもありません。ましてや、どんな国をつくればいいのか、どんな地方をつくればいいのか、どんな県をつくればいいのかというようなことの専門家でも全くない人です。そういう人たちが容認できるというような判断を下していいのでしょうか。

六ヶ所の再処理工場は青森県にできます。青森県がそれを受け入れるかどうかというのは、青森県の人たち、そして青森県の議会、青森県の行政が決めるのだと思いますし、岩手県がそういうものを受け入れることができるかどうか、容認できるかどうかというのは、私のような専門家、あるいは山名さんのような専門家が決めるのでもなんでもありません。皆さん自身が決めなければいけない。岩手県の議会が決める、岩手県の人々が決める、そういう問題だろうと私は思います。ですから、知識をちゃんと得て、そして皆さん自身が判断するということをやっていただきたい。

どうしても六ヶ所の再処理工場が動いてしまうということになれば、今から聞いていただきますように、被曝は避けられません。被曝をすれば危険があるということももう当たり前のことなのです。私たちは、今、大人という年齢に達しているわけで、皆さんは特に議会の議員ということで、どういう県をつくっていくかということで大変重要な役割を負って

いる方々です。そういう方々が例えば六ヶ所の再処理工場を容認するということになれば、被曝も容認するということになります。ただし、被曝をするのは、それを容認すると決めた皆さんだけではない。大人だけでもなくて、子供も被曝をしていくわけです。子供というのは、大変細胞分裂が活発で、どんどん自分の体をふやしていくというような生き物なわけです。ですから、放射線で被曝をして遺伝情報に傷がつけば、その傷ついた遺伝情報をまた細胞分裂でどんどんふやしていくということですので、子供は放射線に対する感受性がものすごく高いです。どのぐらい高いかというのを、ここに私は１枚の図にしました。５歳刻みで０歳から 55 歳まで年齢を書いています。赤い帯が立っていますが、これが、同じだけの被曝をしたときにどれだけの危険があるかということを書いたものです。約 30 歳の人が平均的な被曝の危険度というものを受けるということになる。ところが、子供になりますと、赤ん坊のときには全年齢平均の３倍とか４倍の危険を受けてしまいます。５歳になっても 10 歳になっても、放射線に対してものすごく敏感です。逆に年をとっていけば、放射線に対する感受性がどんどん減っていきまして、皆さんも多分 50 歳を超えている方が多いかと思いますけれども、被曝をしてももうほとんど影響を受けないという年齢になっています。

ですから、私たちのような大人が被曝は容認するといって、こういう私たちが被曝をしてもいいのですけれども、何としてもこういう放射線の感受性の高い子供に対しては被曝を避けるような方策を考えなければいけないだろうと思います。私は、きょうは皆さんに六ヶ所の再処理工場を容認しないようにしてほしいとお願いしにきたわけですが、不幸にして容認してしまうというときには、何か子供たちを被曝から守るというような算段だけはどうしても考えていただきたいと思います。

さて、では六ヶ所の再処理工場の話を始めます。ここに私は三つの四角を書いたつもりです。右に大きい青い四角があるし、真ん中に赤い四角があって、左に私は小さな四角を書いたのです。皆さん見えないかもしれませんが、左に四角を書きました。これは何かというと、広島の原爆がまき散らした放射能の量が、この見えないぐらいの四角です。この真ん中の赤い四角が、今日では標準になりました 100 万キロワットといっている原子力発電所が１年ごとに生み出す放射能の量がこの赤い四角です。広島の原爆がまき散らした放射能の 1,000 倍あります。これは原子力発電所が何か事故があったということで作ってしまうのではありません。私たちが電気が欲しいといって原子力発電所を動かせば、それだけでできてしまう放射能がこれです。この右の一番大きいのが六ヶ所村の再処理工場で、１年ごとに取り扱う放射能の量です。100 万キロワットの原子力発電所と比べても何十倍も多い。広島の原爆がまき散らした死の灰から比べれば何万倍も多いというような放射能を１年ごとに六ヶ所村で取り扱うということになっているわけです。それもただ取り扱うのではありません。

これは原子力発電所の中にあるときのウランの燃料の姿です。燃料集合体というような、こんな形のものが原子炉の中に入れてあります。大体１辺が 20 センチぐらいで長さが４メートルぐらいの細長いものです。それはどういうふうにできているかというと、この左に書きましたように、直径が１センチで長さが４メートル。皆さん、家庭に物干し竿があると思

いますが、直径が多分４センチとかそのぐらいあるだろうと思います。長さが４メートルぐらいの物干し竿もあると思いますけれども、原子力発電所の燃料というのは、直径１センチですから非常に細い棒です。その中にウランを焼き固めたペレットというものが入っている。直径１センチで長さも１センチです。たばこを吸われる方がいれば、たばこのフィルターぐらいの大きさだと思います。それがこの燃料棒の中にずっと何千個も詰めてあるという状態です。ペレットというのは瀬戸物です。ウランを焼き固めて瀬戸物にしたものがこういう形で入っています。そしてこの中でウランが燃えて、死の灰ができたり、あるいは、今日、これから聞いていただきますプルトニウムという物質ができるのですけれども、それ自体は燃料棒という金属性のさやの中に閉じこめられています。ですから、原理的に言うならば、生み出された死の灰やプルトニウムは金属のさやから出てくることはなくて閉じこめられている、そういう形になっています。ただし、金属というのは時々欠陥がありますので、中から死の灰が外に出てきて、原子力発電所の周辺の環境を汚すということも時には起きてしまうわけです。でも、原理的に言うならば、原子力発電所の場合には、死の灰は閉じこめられていると考えていただいていいだろうと思います。

ところが、再処理工場というのは何をするかというと、今のペレットの中からプルトニウムという物質を取り出すのが再処理工場の仕事なわけです。ですから、金属のさやの中に閉じこめられていたら仕事ができませんから、まず金属のさやを破壊するということから仕事が始まります。これが再処理工場の作業の模式図です。作業が左から右へ流れます。原子力発電所から使用済みの燃料というのを特殊な容器に入れて運んでくるのですが、放射能の塊ですので、プールに沈めて放射能が少しずつ減ってくれるのを待ちます。何年かたってからようやくこのプールから引きずり出してきまして、一番初めに燃料棒をばらばらにちょん切るという作業を始めます。これは剪断と書いてあるのですけれども、包丁の大きいもので金属を割ってちょん切っていくと考えていただければと。そうやって金属のさやをちょん切ってしまえば、要するに、中から死の灰がむき出しになって出てくるわけです。

私はさっきから死の灰とか、放射能とか言っていますけれども、何十種類、何百種類もの死の灰、放射能があります。中には、固体でありやすいものもあるし、液体に溶けやすいものあるし、気体になりやすいものもあります。そして、ここでちょん切った途端に、気体になりやすい放射能はもちろん出てきてしまうわけです。再処理工場のその現場で放射能をどんどん出したならば、再処理工場の作業員がたまりませんので、それは高さ 150 メートルの煙突を立てて、煙突の先から薄めながら流しますという説明になっているわけです。

次に何をするかというと、燃料棒を切り刻むわけですけれども、そうするとウランのペレットという瀬戸物に焼き固めたものがぼろぼろと落ちてきます。ウランでできた瀬戸物で、その中に死の灰とプルトニウムが入っているわけです。その瀬戸物の中からプルトニウムだけを取り出したいわけですけれども、瀬戸物だったら取り出せないです。どうするか。今ここにコップがありますけれども、このコップが例えばウランでできている。そしてこの中に死の灰やプルトニウムがまじっている。ここからプルトニウムだけ取り出せといわれて

も取り出せない。どうするかというと、これをどろどろに溶かすというわけです。

皆さん、こんなガラス、あるいは瀬戸物を溶かすということを想像できるでしょうか。お茶椀でもなんでもいい。それを溶かす。固体のままでは何もできない。だから溶かします。ここに溶解と書いてありますが、ものすごく濃い硝酸の中に瀬戸物を入れまして、温度を上げて、瀬戸物をどろどろに溶かしてしまうというようなことをやるわけです。その挙げ句に、いろいろな化学薬品を加えまして、死の灰はこっちへ出ていけ、ウランはこっちへこい、プルトニウムはこっちへこいということをやる、そういう作業が再処理という作業なわけです。

ですから、原子力発電所で生み出される放射能の何十倍もの放射能を、原子力発電所の段階では閉じ込められているのに、その閉じ込めをわざわざ破って、化学薬品で溶かして分離作業をするという、そういう工場なわけです。とてつもない放射能汚染を引き起こすというのはもうどうしようもないことなのです。

実際に世界で再処理工場の周辺では、どこでも膨大な環境汚染が起きています。もともとこの再処理という作業は、原爆をつくるための中心技術でした。広島に落とされた原爆はウランでできていましたけれども、長崎で炸裂した原爆はプルトニウムでできていました。もともと再処理というのは、長崎の原爆をつくりたくて米国が開発した技術だったわけです。米国はもちろん再処理というのをやりましたし、英国もフランスもロシアも中国も再処理をやりました。

これは英国の再処理工場、ウィンズケールという再処理工場のデータですが、ウィンズケール再処理工場は 1952 年から動き出しました。これも、原爆をつくりたいためです。この黄色い帯が、イギリス政府がどれだけの放射能を海へ流したかという公表データを私がこの帯にしました。当初は原爆を作るために再処理という作業をして、放射能を海へ流してきたわけです。でもその頃は、多いといえば多いのですけれども、それほど帯の高さが見えないぐらいの放射能の放出でした。それが 60 年代の後半、あるいは 70 年代になってから、原子力発電所の使用済みの燃料を再処理するということをし始めてから、海へ流す放射能の量が急激にふえてきました。

下の方に青い線がありますが、これは広島の原爆がまき散らした死の灰。セシウムという放射能ではかっていますが、その量がこの青い線です。それに比べれば、毎年毎年、何十発分もの死の灰を海へ流すということをやってきたわけです。その結果どうなったかというと、こういうことになりました。

イギリスというのは、皆さんよく御存じだと思いますが、グレートブリテン島という島国です。グレートブリテン島の西側にはアイルランド島という島があって、アイルランドという国がここにあります。北の一角をイギリスがまだ自分の国だと言っているところがありますが、グレートブリテン島とアイルランド島があって、その間にアイリッシュ海という内海があります。ウィンズケールの再処理工場はグレートブリテン島の西海岸にあります。アイリッシュ海に面して建っていたわけです。ここから放射能をアイリッシュ海に向けて流

していました。そのおかげでイギリスの周辺はこんなふうな汚染地図がかけるほどに汚れてしまいました。

イギリスには、南の方からメキシコ湾流という暖かい海流が流れてきまして、アイリッシュ海に流れ込んで、その北側に抜けていく。そのメキシコ湾流に沿って流れて、グレートブリテン島の北の端まで行って、それからまた東の方に汚染が流れていくというような形で、こんな汚染をつくったわけです。

私のように放射能を取り扱っている人で、かつて東大のお医者さんがいたのですが、彼がイギリスに留学に行きました。自分が留学に行く前に、自分の体の中にどれだけ放射能が入っているかということをまずはかりました。そして、これだけあるということをはかってロンドンに留学に行って、日本人ですから海産物をたくさん食べて、ということで帰ってきて、また自分の体の中にどれだけ放射能が入っているかはかったらば、何倍にも放射能の量がはね上がっていたということを学会で報告してくれたことがありました。

イギリスというのは、こんなふうに世界一汚れた海になってしまった。アイリッシュ海というのは特に汚染が強いので、アイルランド政府や議会は、毎年のように、イギリスに対してウィンズケール再処理工場を停止してくれという要求を出し続けてきています。もちろんこのアイリッシュ海でとれる魚も汚染してしまっています。

ここに日本列島を映しましたけれど、大体同じ縮尺に合わせたつもりです。六ヶ所の再処理工場はこの辺にできるわけですし、皆さんの岩手県がここにあります。どれだけ広大な海が汚染するかということがわかっていただけると思います。

これはアイリッシュ海でとれる海産物の汚染量を示したものです。青いのが魚ですし、赤いのが軟体動物、イカやタコのたぐいだと思います。1952 年からウィンズケールの再処理工場が動き始めて、初めのうちはそんなに汚染がなかったわけですけれども、海に放射能を膨大に流すようになってからは、アイリッシュ海の魚も軟体動物も急激に汚染がふえていったということがわかっていただけると思います。ここに青い線が引いてありますが、これは 1986 年に旧ソ連のチェルノブイリという原子力発電所で事故が起きた時に、日本の政府が輸入食品の放射能規制をしました。その時の放射能規制の値がこれです。これ以上に汚染しているものは日本国内に入れないといって、86 年に日本の国が規制したわけですけれども、アイリッシュ海の魚や軟体動物は既にもう 70 年代からその日本の輸入規制値を超えて汚染している、そういう状態が続いていたわけです。

いくら何でも六ヶ所の再処理工場が動いたときに、こんな汚染は許容できないと思います。それは山名さんもそう言ったのだと思います。ですから、何とか放射能を流さないようにするという算段をいろいろしますと言っているわけです。

しかし、どんな算段をしても流さざるを得ない放射能もあります。トリチウムというのもそれなのですけれども、トリチウムというのは水素です。普通の水素の３倍の重さを持った水素です。水素というのは、この自然界にある時にはほとんどのものは水になっています。酸素と手をつなぎ合って、Ｈ２Ｏという形ですけれども、こんな形になっています。真ん中

のＯが酸素ですし、それに水素が２つくっついて水というものになっている。

では、トリチウムというのはどうなるかというと、こうなります。酸素と水素、普通の水素が手をつなぎ合って、そこにもう一本酸素の手があるところに、トリチウムというこれがくっついてしまったのです。ですから、水なのです。再処理工場でも廃水が出てくるわけで、その廃水の中から放射能をなんとか取り除こうという作業をもちろんするわけです。ただ、どんなふうに放射能を取り除いて水をきれいにしたところで、トリチウムは水自体なのです。この中に、例えば今私は水を入れました。これはＨ２Ｏでしょうし、何かのミネラルとか不純物がわずかに入っているだろうと思います。不純物をきれいにするという、これは十分にきれいな水ですけれども、この中からもっと不純物を取り除くということはもちろんできるわけです。でも、どんなにきれいにしたところで、結局水なのです。ですから、六ヶ所の再処理工場で廃水の処理をして、廃水の中から放射能をどんなに取り除いたとしても、トリチウムだけは取り除けません。だから、トリチウムは全量海に流しますと言っているのです。

一体どれだけのトリチウムを流すかというと、再処理工場が言っている数値はこういう数値です。1.8 掛ける 10 の 16 乗ベクレル。こんな数字は、書いても、皆さんピンとこないでしょうし、私もこの数字を見ただけではどの程度の量か、ピンときません。そこで私は換算してみました。私は京都大学原子炉実験所というところで放射能を扱って仕事をしています。それで給料をもらっている。そのために、法律的には、私は放射線業務従事者というレッテルを張られて、普通の皆さんに比べると 20 倍まで被曝は我慢しろと言われている人間です。でも、普通の皆さんは、もちろん被曝なんかしてはいけないし、被曝しない方がいいわけですから、国が被曝の限度というのを決めています。１年間にこれ以上の被曝はしてはいけないという限度を決めています。トリチウムについても、１年間にこれ以上体の中に取り込んではいけないという量を決めています。では、皆さんが１年間にこれ以上取り込んではいけないと日本の法律が決めている数字に比べて、この量がどれだけかというと３億 2,400 万人分になります。日本人は１億人ちょっとしかいない。それなのに、３億人を超えるぐらいの人間の、いわゆる許容量というものを毎年毎年海に捨てますということを言っているのです。

私の職場、京都大学原子炉実験所もやはり小さな原子炉がありますので、放射能はどうしても出てきてしまう。それを環境に流さざるを得ないということはあります。なんとか私たちはそれを閉じ込めようと努力をするけれども、流さざるを得ない。そのときも、国が法律をつくって、どうしても流さざるを得ないときには、これ以下の濃度まできれいにしなければ流してはいけないという法律があります。原子炉等規制法という法律です。私たちの原子炉実験所もその規制を受けているし、原子力発電所もそういう規制を受けています。

もし、六ヶ所の再処理工場がこのトリチウムという放射能に原子炉等規制法の規制を当てはめることになるとすると、これだけのトリチウムを流すためにどれだけの水が要るかというと、毎日 100 万トンの水が要る。こんな水はありません。結局どうしたかというと、

日本の国は、再処理工場に関しては原子炉等規制法の規制をかけないということにしたのです。濃度規制をしないということにしてしまった。そして、再処理工場を運転してもいいという許可を与えたのです。
しかし、毎日 100 万トンの水で薄めなければ流してはいけないような毒物を、これから 40 年間にわたって海に流していいというようなことを認める権限が日本の国にあるのでしょうか。私は、そんな権限は多分ないのではないかと思うのですが、でも少なくとも今の日本の国は、法律を適用しないということでこれを許可してしまったということになります。

そして、彼らは何をしたかというと、気体の放射能に関しては 150 メートルの高さの煙突から捨てるからいい。液体の放射能、トリチウムもそうですけれども、海岸から３キロにわたって放水管を海へ向けて突き出して、３キロかなたで海面下 44 メートルの海底から捨てる。周りには海の水がたくさんあって薄まってしまうから、一人一人の被曝量が減ることになる。希釈、拡散することによって被曝量が減る。だからいいのだというわけです。どのくらい減るかというのは計算で求めたと言っています。その計算結果が、ここに赤い数字で書きましたけれども、22 マイクロシーベルトというのです。先ほど私は、日本の国は普通の皆さんに被曝の限度を決めていると言いましたけれども、それは 1,000 という値、1,000 が限度なのに 22 だからいいだろうというわけです。ただし、この 1,000 というのは、これ以上の被曝は絶対してはいけないという量なのであって、日本には現在 55 基の原子力発電所があります。55 基の原子力発電所一つ一つがこの被曝限度全部を与えていったならば、すぐにこの被曝限度を突破してしまいますので、原子力発電所一つ一つには 50 しか許さないというまた別の網を掛けているわけです。それに比べても半分だから再処理工場はいい。だから安全だということで許可を与えるということになっているというのが今の国の主張なわけです。

しかし、もっと別の規制のやり方がある。現在、日本では 55 基の原子力発電所が動いているという話を聞いていただきましたけれども、どんどん今は老朽化してきまして、次々と廃炉になり、運転ができなくなって、ごみにしなければいけない。解体しようとしているわけですけれども、解体してしまうと膨大な放射能のごみが出てくる。何十万立米というような放射能のごみが出てきます。それを全部、放射能のごみとしておもりをしておこうすると、とてつもなくお金がかかって大変なので、放射能の汚染の強いものからだんだん汚染の弱いものまで仕分けをしていって、汚染の弱いものは普通のごみとして扱ってもいい、そういうことにしようということで、これもまた国が法律をつくりました。そのときの放射能のごみとして扱わなくてもいいという基準は 10 マイクロシーベルトです。これぐらいの被曝しか与えないものは放射能のごみとして扱わなくていい。だから日本人はすべからく守られる、これ以上の被曝はしませんというのを日本の国は保証しますという法律をつくったのです。

しかし、六ヶ所再処理工場では、既にその倍以上の被曝を六ヶ所村周辺の人たちは浴びてもいいということで、特例としてこれが許されてしまった。そういう状態です。同じ日本人

なのに許されてしまったということになります。

私はこれにはいろいろな問題があるだろうと思います。国がやった計算、22 マイクロシーベルトという結果になって、だからいいだろうと国は言ったわけですけれども、こういう計算はとてつもなく仮定に仮定を山ほど積み重ねていくものです。その仮定の取り方で結果が数分の１になってしまうこともあるし、数倍になることもあるし、あるいは桁で違ってくることも山ほどある。ですから、あまり 22 という数字を信用しない方がいい。それがひょっとしたら２という数字かもしれないし、あるいは 200 かもしれない。あるいは 2,000 かもしれないという、そのぐらいに思っておかなければいけないことだと思います。

それから、さっきも聞いていただきましたけれども、日本の国民は、みんな年間 10 マイクロシーベルト以上の被曝をしないように放射能のごみを管理するというふうに法律をつくったわけですけれども、六ヶ所の住民にはもう既に、それとは別に 22 マイクロシーベルトまで許されてしまった。こういうことを本当に私たちが認めていいのかどうかということを考えていただきたいと思います。

でも、六ヶ所の再処理工場は、これ以上の放射能の低減をしない。トリチウムに関しては海へ流すし、気体の放射能は 150 メートルの煙突から流すと言っているのです。そういう放射能をつかまえることも実はできるのです。煙突から流すといっているのはクリプトン 85 という放射能ですけれども、それは零下 152 度まで冷やしてやれば液体にして捕まえられるということがわかっています。その技術開発も既にもうできています。全量捕まえたとしても 23 キログラムというほんのわずかな量にしかなりません。そんなものを捕まえておもりをするということは、本当に容易なことなのです。でもそれはやらないという。トリチウムに関しても、さっき私は、どんな廃水処理をしても捕まえられないと言いましたけれども、同位体濃縮という技術を使えば捕まえられます。技術は確立しています。ただし、お金がかかる。そのために六ヶ所の再処理工場は、クリプトン 85 にしても、トリチウムにしても、あるいは炭素 14 にしても、もう捕まえないという方針で臨もうとしている訳です。

何でそうなってしまったかというと、六ヶ所の再処理工場がとてつもなくお金がかかり過ぎたからです。ここに六ヶ所の再処理工場でどれだけお金がかかるかという見通しを歴史的に書いています。1989 年に六ヶ所再処理工場をつくろうとしたときにかかると試算された費用は 7,600 億円でした。その後、いろいろ見直しをした途端にどんどん再処理工場はお金がかかるということがわかってきまして、現在２兆 2,000 億円のお金を既に投入しています。当初の計画の３倍のお金を投入しています。そして、数年前に、実はこんなのでは済まないのだということを電気事業連合会が白状しました。それは、六ヶ所再処理工場を動かしてしまうと、再処理工場自身が放射能のごみになってしまう。そういうものを解体してごみとして扱おうとすると、なんと 10 兆円を超えるような費用がまたさらにかかるということを白状したわけです。私は、これは実はうそだと思っていまして、こんなものでは到底すまない。50 兆円か 100 兆円というようなお金がかかるだろうと私は思っているのですけれども、少なくとも日本の国は今、12 兆円を超えるお金がかかると言っているのです。

　では、このかけたお金で六ヶ所再処理工場は採算が合うのかどうかということを次に考えてみます。六ヶ所再処理工場は、原子力発電所からの使用済みの燃料を処理するということで１年間に 800 トンの処理をして、40 年間やると言っています。つまり、合計で３万 2,000 トン分の使用済み燃料を処理するということになります。そして、必要な経費は、今見ていただいたように最低で 12 兆 2,000 億円、これは国が言っている値です。私はこれでは到底済まないと、今聞いていただいたわけですけれども。でも、これだけかかります。使用済み燃料１トン当たりに換算すると約４億円です。これまで日本は、先ほど見ていただいたイギリスのウィンズケール再処理工場やフランスのラ・アーグ再処理工場というところに使用済み燃料を送って再処理してもらっていたのですけれども、その費用は１トン当たり約２億円だったのです。そうすると、今のこれだけのお金でもう六ヶ所再処理工場は倍も高い。こんなこと、やればやるだけ損をする、そういう状態になってしまう。放射能を捕まえるためにこれ以上お金をかけるなどということはもう到底できない。だから、大気と海へ放射能を流してしまうのだということを彼らは言っている。

　しかし、考えていただきたいのですけれども、大気はみんなつながっています。海だってみんなつながっています。これは、海の汚染を心配する人たちが、ある日、六ヶ所の放水口というところからはがきを流したときの実験の結果です。日本海の方から津軽海峡をずっと吹き出してきた暖流が六ヶ所沖からずっと南下していくのですけれども、はがきが、その南下していく海流に乗ってずっと南へ流れた。あと親潮がずっと北から南へ流れていますので、そういう海流に乗って六ヶ所再処理工場から流したはがきが青森から岩手、三陸の沖を通ってずっと宮城、福島、茨城、千葉の方までずっと流れていった。海ってみんなつながっているということが、当たり前のことですけれども、やはりわかる。これははがきですけれども、放射能だってここで流せばもちろん、海流に乗ってずっと汚染を広げていくということになります。

大気もそうです。これは、先ほどもちょっと聞いていただいた、旧ソ連のチェルノブイリ原子力発電所というところです。事故を起こして、この位置にあった４号炉というのが爆発をしてしまった。ここから放射能が飛び出してきました。これは、写真が映っていますけれども、旧ソ連のウクライナというところで、日本から見ると 8,000 キロ離れています。私は当初は、8,000 キロも離れているから、ここから飛び出してきた死の灰が、まさか日本にまで来ることはないだろうと思ったのです。しかし、日本にもたくさんの放射能が飛んできました。それも皆さん御記憶だろうと思います。私は、初めは日本に飛んでこないだろうと思ったのですが、それでは私の仕事は勤まらないので、私は自分の職場で、放射能が飛んでくるかどうかの測定の仕事を始めました。その測定した結果がこの図なのです。青い丸印がずっと打ってありますが、私の京都大学原子炉実験所にどれだけの放射能が、8,000 キロの彼方のチェルノブイリから飛んできたかというそのデータです。ゼロというところが事故を起こしたその日です。それから 10 日後、20 日後、30 日後というように日数で書いています。日本でチェルノブイリの原子力発電所で事故が起きたという報道があったのは４月 29 日で

した。事故が起きてから３日たっています。ソ連の政府は隠そうとして情報を出さなかったのですけれども、３日たって事故が起きたということを白状して、日本にもその情報が入ってきて、私はその４月 29 日から放射能の測定を始めたのです。

しかし、当初は、放射能が見つかりませんでした。日本の空気の中には放射能がなかった。ところが、５月３日になりまして、日本にもとうとうチェルノブイリから 8,000 キロの旅をしてきた放射能が、日本のこういう空気の中に飛んできた。それがこの青い丸印です。このグラフ用紙も、さっきの対数グラフ、被曝量の説明の時に聞いていただきました、１段上がると 10 倍ずつふえていくという、そういう特殊なグラフ用紙ですけれども、上の方の位置にあります。それが日がたつにしたがってどんどん減ってくれました。20 日後ぐらいになったらば、当初観測したものから 10 分の１、100 分の１ぐらいまで減ってくれたわけです。その後、どうしたことか、それがまたふえ始めたのです。ほぼ 10 倍ぐらいまでふえました。なぜかというと、これは、チェルノブイリからずっと日本に飛んできて日本の大気を汚して、それがまた太平洋を越えてアメリカ大陸を汚して、またヨーロッパの方にぐるりと回って、また日本に回ってきたのです。約１カ月たって大気はぐるりと地球全部を回ってまた日本まで回ってきた。そういうことになります。

ですから、六ヶ所の再処理工場の高さ 150 メートルの煙突から放射能を捨てたとしても、その放射能はぐるぐると地球上全部を回って地球のすべてを汚染していくということに結局はなってしまうということがこのグラフからもわかると思います。

結局六ヶ所村の再処理工場が運転をしてしまいますと、彼らは捕捉のためにお金がかかるようなクリプトンと炭素とトリチウムは全量流すということを宣言しているわけですから、全地球上のあちこちの人々が被曝をすることは避けられなくなります。これは単なる計算ですけれども、どのくらいの人々が総量として被曝をするかというものを書いてあります。左の帯がウィンズケール再処理工場の実績です。真ん中がラ・アーグ再処理工場のグラフです。右は六ヶ所の再処理工場が出すと宣言している放射能で被曝計算をしたものです。

ウィンズケールとラ・アーグの方は、帯の左に青いのと黄色いのがありますが、これは青いほうが液体で出す放射能による被曝量、黄色い方は気体で出す放射能による被曝量です。液体の中には炭素 14 とヨウ素 129 というのが被曝の原因になる主成分、気体の方は、ヨウ素 129、炭素 14、クリプトン 85 というのが被曝の要因になる放射能、ウィンズケールもラ・アーグもそういう放射能があるということが見ていただけると思います。六ヶ所の再処理工場の場合には、青い帯がなくて黄色だけになります。というのは、六ヶ所の再処理工場では、廃液の処理に関しては厳密に、ウィンズケールやラ・アーグのような膨大な放射能を海に捨てたら、これは被曝がたまらないからやらない。何とか廃液処理を厳密にしますということで、再処理工場の営業を認めるとすれば、ほとんど見えないぐらいの被曝量になっています。それでも、トリチウムを３億何千万人分流すということはあるのですけれども、見えないくらいです。でも、気体の放射能に関しては、炭素 14 であるとか、クリプトン 85 というのを何の処理もしないで流すと言っているがために、ウィンズケールやラ・アーグに比べ

ても、もっと多い被曝というものを地球上の人々に与えてしまう。そういうことになってしまいます。

私は、日本という国が、仮に再処理をするということを日本人が選択するのはそれはしようがないかもしれないと思うけれども、そのために全世界の人々にいわれのない被曝を与えるということは、どう考えても道理に合わないのではないかと思いますので、お金をかけさえすれば取り除けるこういう放射能も、六ヶ所の再処理工場は取り除くべきだと私は思います。

きょう私は、請願に対して意見を述べろということで呼んでいただいたわけで、請願はこういう請願です。青森県六ヶ所村の核燃料再処理工場から海に、空に、放出される放射性物質の放出は原子力発電所なみに抑えるよう関係機関に求める、というのが１つです。それから、核燃料再処理工場の廃水・排気は、垂れ流しに近い状態を改め、放射能除去装置で放射能を取り除いたのち放出するよう関係機関に求める、これが請願の趣旨です。

この請願が実現できるかどうかということに対する私の判断はこれです。科学技術的には両方とも可能です。六ヶ所再処理工場は、膨大な放射能をどろどろに溶かして液体で取り扱うという、超危険な工場ですので大変です。大変だけれども、その放射能を閉じ込めるということは、お金さえかければできます。しかし、六ヶ所再処理工場の経済性は初めから破綻してしまっています。国や日本原燃という会社は、決して放射能の放出を減らそうとしないだろうと私は思います。皆さんが議会でこういう請願を採択して、垂れ流しに近い放射能の放出をやめてくれということをおっしゃったとしても、今の日本の国がそれを受け入れて放射能の放出を低減するということは、私はなかなかないだろうと思います。本当に私たちの環境を守ろうとするならば、多分唯一の方策は六ヶ所再処理工場を停止することしかないのだと私は思います。ただし、ないのだとあきらめてしまってはいけませんので、あらゆるところで放射能の放出を減らす、そして被曝を減らすということを訴えていかなければいけないと思いますし、子供の被曝を減らすということもやらなければいけないと思いますので、皆さんもなんとかそういうことでお力を出していただければありがたいと思います。

終わりにします。ありがとうございました。

○千葉康一郎委員長　どうも小出先生、本当にありがとうございました。それでは、これより質疑、意見交換を行います。ただいま御解説をいただきましたことに関し、質疑、御意見がありましたなら、お願いいたします。

○及川幸子委員　小出先生、ありがとうございます。説明の中で、さきに私どものこの委員会において、山名先生が同じ大学で研究なさっているということで、逆にあちらは賛成派というように私はとらえましたけれども、先生はまた逆な立場で、これはやっぱりうまくないというギャップの中で、私もちょっとお聞きしたいと思います。国とか地方づくりに私どもも参画しているわけですが、山名先生自身も専門家ではないと言いながら、こういうことは進めるべきだとか、進めない方がいいということで前回も講演をいただいたわけですので、

私どもは参考としていろいろな意見の先生方をお招きして精査していかなければならないので、はっきり先生はうたっておりますけれども、山名先生の評ということで、専門家でないのでということで字にもあらわしているのですが、先生自身は、こういう研究をなさって、専門分野の中で、国に対して、こういうことはこういうデータでははっきりしているのでよくないという、そういう動きはなさっているのでしょうか。
○小出裕章参考人　もちろんです。
○及川幸子委員　すみません、生意気ですが。
○小出裕章参考人　はい、やっています。再処理工場もそうですし、私は原子力発電そのものにも反対ですので、ことあるごとに反対だということを申し上げています。
○及川幸子委員　その結果、国からそういう意見的な回答というのはどういうふうに。
○小出裕章参考人　日本の国は、原子力発電がエネルギー上、必要だということをずっと言い続けているわけで、私は原子力発電はエネルギー的にも意味がないのでやめるべきだという主張をしているのです。ただ、私がいくらそれを言っても、国としては原子力をあきらめないということでずっと流れてきてしまったということになります。
○及川幸子委員　そういう意味で、私どもは大変時間をかけてこれは勉強していかなければならない重要な問題だと思ってとらえているわけですけれども、この請願の抜粋を２点挙げておりますが、先生としては、この２点については可能だとはっきり断言できるのでしょうか。
○小出裕章参考人　科学技術的には可能です。ただ、それをやろうとするとお金がかかるということです。放射能を扱うことが私の専門なわけで、要するに科学というものに携わっているわけですけれども、その科学という専門のことで言うならば、可能です。できます。でも、お金がかかってしまうので、やろうとしない。そういう現状なわけです。
○及川幸子委員　私どもができる、この請願に対して態度を表明していかなければならないのですけれども、今の段階では、片方では、危険性はないという部分を訴えてきます。危険性はないというふうに、ある程度訴えてきます。日常の中でも私たちは少しずつ被曝しているということも前回講演の中で聞いたわけです。
先生のきょうのお話を私どもで総合的に考えますと、やっぱりそれは危険だなと、また逆に、今日はとらえたわけですが、先生は、私どもはこの請願の２点に対しても、やれるという自信を持たせていただきましたが、これはなかなか時間もかかる、お金がない、それでこういう再処理工場の部分についての除去装置をつけるべきだとずっと訴えておられますけれども、これについてもやっぱり金がかかるので無理だという国の方針。
○小出裕章参考人　そうです。国や日本原燃としては、技術的にはもう開発はできているけれども、やらないと言っているわけです。それはお金がかかるからです。
○及川幸子委員　そして、六ヶ所村の近辺の魚介類、お魚とか、そういうものについても研究なさって、その結果、やはりそれは危険だというデータも出ているのですね。
○小出裕章参考人　まだ六ヶ所村の再処理工場は試運転段階で、放射能を海へ流し始めた

という段階なのです。私は実は、２年前から六ヶ所村の周辺で、例えば大気中からの放射能は松葉というものを集めてどれだけ汚染するかということをはかり始めています。海に関しては、海岸の砂を集めまして、放射能がどんなふうに汚染をするかということをはかり始めていますけれども、今のところ、私自身もまだ放射能の汚染を発見していません。そして、国や青森県の機関が今まではかっていますけれども、ごく特殊な例で放射能汚染を見つけたというデータが出始めているという段階です。

これから本格稼働というのは、今は 11 月ということになっていますけれども、多分 11 月にはできないで、本格稼働は来年にずれ込むだろうと私は思っていますけれども、本格稼働になると、もっとたくさんの放射能が出てきますので、どんどん汚染が広がってくるのが科学的に立証されるだろうと私は思っています。

○髙橋元委員　髙橋元と申します。前回の研修では、放射線を微量で体内に取り込んでも、時間をかければ少しずつ無害というか、そういうふうになっていくというような話を聞いたような気がするのですが、急に一度に放射線を浴びて、先ほどの冒頭みたいな話で、被曝してしまうと命取りになるわけですが、微量な放射線を長時間浴びたとき、人間の平均寿命がおよそ 80 歳とか 90 歳ですが、その間に蓄積した放射線で健康を害していく、致死量、死に至るというふうな影響が出るのか。あるいは、少しぐらいだったら自然界にもあるから消化できる、対応できる、そういうレベルなのか。その辺が少しわからない。六ヶ所から出る放射線というのはですね。

○小出裕章参考人　私、それはきょうの初めで聞いていただいたつもりなのですけれども、どんなに微量な被曝でも危険はあります。それだけは皆さん、きちっとわかっていただきたいのですけれども、山名さんがどういうふうに言ったのか、私は正確には知りませんが、例えばトリチウムという放射能を体の中に取り込んだとしても、私たちは水をいっぱい体に取り込む。そして毎日毎日、排せつしていっているわけですから、トリチウムで汚れた水にしても、体の中に入れても、だんだん排せつされていきますので、今、仮にこれがトリチウムで汚れていた水だとすれば、これを私が飲んだことで、約 10 日たつとこの中に含まれていたトリチウムの半分が出ていくという、そのくらいのスピードで抜けていくということがわかっています。

でも、要するに 10 日なら 10 日の間は私の体はトリチウムで被曝をし続ける、そういうことになるわけです。そのトリチウムの出すベータ線のエネルギーは、さっきも見ていただいたように１万 8,600 エレクトロンボルトということで、私の体をつくっているたんぱく質、ＤＮＡなどのエネルギーに比べれば、１万倍というような高いエネルギーで、その間、私の体を被曝させていくということになるわけです。ですから、必ず害があります。必ず害があるけれども、今おっしゃったように、自然にも被曝源があるわけです。宇宙から宇宙線という放射線が降ってきているし、こういう地面でもなんでもそうですけれども、放射能はあるわけです。そういう放射能から私たち人間というのは被曝をし続けて生きているわけですから、少しぐらいの被曝だったらいいじゃないかという、そういう考え方があるわけで

す。でもそれは、さっきも見ていただきましたけれども、容認できるかどうかということなのです。危険はあるのです。その危険を容認できるかどうかという判断の問題なのです。その判断は、一人一人がこの危険ならば受けていいだろうということを認めるかどうかという、そういう判断。あるいは、あいつにこれだけの被曝をさせることは容認できるという、そういうことなのです。

ですから、皆さんは岩手県の議会として、岩手県として六ヶ所再処理工場から加えられる被曝が容認できるかどうかという、その判断を求められている。危険は必ずある。でも、受け入れられるかという、その判断を求められているということです。

○髙橋博之委員　二つ聞きたいのですが、繰り返しになってしまって申しわけないのですけれども、確認の意味も込めてです。

まず一つ目が、推進派の方がよくおっしゃることが、拡散して希釈すると。この拡散、希釈ということをよくおっしゃいます。先日お越しになった山名先生も拡散、希釈すると。データ上では、六ヶ所村から放出される放射線は、何万人分の致死量に当たるという数字を反対される方は出すのだけれども、それを一気に摂取するような、要するに放射性廃棄物をどういう状況で、どのように摂取するかが問題だという話をされたのです。

その例として車の排気ガスの話をされて、車の排気ガスも、このまま吸い込んでいたら、それは死ぬ。でも、死なないのは、要するに大気中に拡散して希釈されるから死なないのだという話を聞いて、ああ、なるほどなと納得してしまったのです。

改めてお聞きしますが、希釈して拡散することによって薄まるのだということに危険性はないのかということについての御見解をわかりやすくもう一度お願いいたします。

○小出裕章参考人　私たち人間というのが活動すると、どんな意味でもごみを出すのです。車を使えば排気ガスが出る、原子力を使えば放射能が出てくるわけで、何をやってもごみが出るわけですけれども、例えば、放射能以外のものであるとすれば、自然に浄化作用がある。ですから、毒物を出しても、自然が分解してくれたり、無毒化したりする、そういう機構が自然に備わっています。

車の排気ガスの場合にも、炭酸ガスとか一酸化炭素とか、ほかのガスも出すでしょうけれども、そういうものも、例えば一酸化炭素の場合には、出しても空気中でまた酸化していって二酸化炭素になって猛毒物質ではなくなる、そういうものがあります。もちろん、だから出してもいいとは私は思いませんけれども、希釈をして薄めてしまうと、結局、最後には無害になるという機構が自然にはあるわけですけれども、こと放射能に関するかぎり、自然には浄化作用はありません。いかなる浄化作用もないので、放射能を出してしまえば、ずっと残るのです。寿命がありますので、この寿命の期間でだんだん減っていく。トリチウムの場合は 12 年が半減期ですけれども、12 年たてば毒性が半分になるということはあります。でも、トリチウムを、要するに放射能自身を自然が消してくれるということはないのです。

さっきも見ていただいたように、しきい値という、これ以下ならば安全だという量もない、放射能に対してはない。そうすると、希釈、拡散というのは何なのかというと、要するに、

汚染を広げるということだけなのです。だから、普通の化学物質などを希釈、拡散させるというのと、放射能の希釈、拡散は、私は分けて考えなければいけないと思っています。
○髙橋博之委員　最後に一つ。山名先生と、それから小出先生の話を伺って、考え方は反対なのですが、ただ、きょう聞いて思ったのは、共通している点があるのです。それは要するに、リスクはあるというのが両方とも。そのリスクを容認できるというのが山名さんの考え方で、そのリスクを容認できないというのが小出先生のお考えなのです。山名先生は許容量があると、許容できるレベルがある。このＢＥＩＲ報告ですと、しきい値は一切ないのだと。本当に微量であってもその危険を及ぼす可能性があるということで、許容量はないというお話だったのですが、例えばきょうレントゲンのお話もされましたれども、レントゲンも人体に悪い影響を及ぼすのだけれども、そのリスクよりもレントゲンという技術が開発されたことによって、我々も大分医療の面で恩恵を被っているわけです。ですから、リスクよりも恩恵をこうむるメリットのほうが大きいという判断で、我々は今、レントゲンを使っているわけです。ことこの六ヶ所の場合、今地球温暖化エネルギーの問題がありますけれども、そのメリットとリスクとどっちが大きいかという最後の判断を我々がしなければいけないということなのですね。
○小出裕章参考人　そのとおりです。
○髙橋博之委員　ただ、今岩手県民もそうなのですが、ことこの六ヶ所村再処理工場の問題に正直ほとんど無関心なのです。沿岸の方々が、漁業を営んでいる方々は多少関心があるようですが、総じて県民全体を見ると、新聞社さんなんかも随分書いているのですが、なかなか関心を持たないのです。最終的に、我々県民の代表としてこうして議会に来ているわけですから、最終的に重い判断というか、決断をしなければいけないのですけれども、最後この決断、判断をする上で、正直容認できるかどうか、我々も専門家でないというところに行ってしまうのですが、難しい判断だなと思っておるのですが、判断をする際に、何か参考というか、ポイントになる点というか、改めてお聞きをしたいわけですが。
○小出裕章参考人　それにお答えしようと思うと、きょうのような会議を何度も開いていただかなければいけないと思うのですが、私はもともと原子力に夢を持って原子核工学という学問を目指した人間なのです。それはなぜかというと、私が中学、高校のころに、化石燃料がなくなってしまうから、将来は原子力だと聞かされ続けまして、私はそれを信じて原子力をやりたいと思ったのです。そして原子力の場に足を踏み込んでから、自分で勉強するようになったわけですけれども、私の思い込みが実は間違えていたということに気がつかざるを得なかったのです。それをきちっとお伝えしようと思うとちょっと時間が足りな過ぎると思いますけれども、例えば石油がなくなるということ、これは今でも言われているわけですけれども、1930 年、今から約 80 年ぐらい前に、石油が何年もつと言われたと思いますか、皆さん。1930 年には石油はあと 18 年しかないと言われたのです。1940 年になっても、石油は 23 年しかないと言われたし、1950 年には石油は 20 年しかないと言われた。
　要するに、今から 60 年とか 80 年前には、石油が 20 年しかないと、そんなことが言われ

続けていた時代だったのです。でも、石油は全然なくなっていない。私が中学、高校のころの 1960 年代には、石油はあと 30 年と言われていました。それが 30 年間ぐらいずっと、石油は 30 年、30 年と言われていたけれども、結局、石油はなくならないで、今石油はあと 50 年という、そういう時代になっています。

おまけに、石炭で言うならば、膨大な資源があるということがわかっていて、現在の世界のエネルギー消費量でよければ、石炭は 1,000 年分はあるのです。ですから、実は化石燃料はなくならないのです。そんな宣伝に踊らされて原子力に足を踏み込んでしまうということが、まず間違いだと思いました。

石油にしても石炭にしてもいつかはなくなる。それはしようがないです。地下に眠っているものを使えばなくなる。原子力だって、地下に眠っているウランを掘るわけですから、ウランの資源がどれだけあるのかということを次に調べたら、石油に比べても数分の１しかないのです。原子力というのは、石炭に比べたら数十分の１しかないという大変貧弱な資源だったのです。

ですから、普通の皆さんは、何か原子力というと夢のエネルギーだと思っていて、今でも多分そう思っておられる方がほとんどだと思うのですけれども、事実は全然そうではないのです。もともと原子力などというものはエネルギー問題の解決にも何にもならないという、そういうものなのです。

ですから、そういうことをもちろん山名さんと私がここで議論をしてもいいのですけれども、でもそういうものなのです。ですから、原子力に夢をかけた私自身がまず間違えていたというふうに思います。それでも日本の国は、今も原子力、原子力と言っているわけだし、山名さんも原子力がいいと言っていますが、何でそうなのかなということを考えていくと、私は、最後に突き当たってしまうのは、ちょっと唐突ですけれども、要するに核なのです。もともと原子力というのは、原爆開発ということで始まった技術ですけれども、結局日本は原子力の平和利用というようなことを言いながら、ウランを濃縮するという工場も既につくりましたし、原子力発電所という巨大な原子炉もつくりましたし、それから再処理ということをこれからやろうとしている。それは核兵器をつくる中心３技術なのです。今、国連という組織があって、常任理事国は米、英、ロ、仏、中という５カ国ですけれども、それは要するに核兵器保有国なのです。それが原子炉を持っているし、ウラン濃縮もできるし、再処理工場も持っているという、世界の５カ国がその技術を持っていて、核兵器保有国で、国連常任理事国になっている。

ところが、日本というこの国は、非核兵器保有国と言いながら、この三つの技術を持った、世界唯一の国になっています。ですから、原子力の平和利用というようなことで、皆さんはいいというふうにずっと聞かされてきているはずなのですけれども、そんなことをやりながら、日本は着実に核開発ということをやってきてしまったという状態になっていて、私は何とかそういう道から抜け出さなければいけないというふうに思っているので、原子力はエネルギー源にももともとならないし、核兵器をつくるというようなことはやらない方が

いいので、原子力から足を洗った方がいいというのが私の意見なのです。
　山名さんはそうではなくて、エネルギー源になると多分言うでしょうし、エネルギー源になるためのメリットはあるのだから、少しぐらいの被曝は我慢しろという、そういう選択なのです。私は、原子力はもともとエネルギー源にもならないし、核開発につながってしまうので、もともとメリットがない。もともとメリットもないようなものから被曝というリスクを受けさせるようないわれはさらさらないので、私は容認しないという、そういう立場なのです。
　ですから、皆さんもそれぞれの立場で、危険は必ずある、リスクはあるということはもう山名さんも認めるだろうし、私もそう言っているわけで、そのリスクを皆さんが容認できるかどうかという判断をしなければいけない、そういう状態なのですね。
○三浦陽子委員　先生、どうもありがとうございました。私、２年前にこの議会に参りまして、それからずっとこの六ヶ所村のお話で一般質問とかさせていただいてきた者ですけれども、放射能の怖さというのは、先ほど御説明があったとおり、私も本当に恐いものだと思います。そういう恐怖心というものは、皆さんお持ちで、やはり原爆が落とされた国ということで、そういう放射能に対しての拒否反応というのは大きくあると思うのです。
　しかし、やはり目に見えるものでもないし、先ほどのように放射能被曝してこういう症状になって亡くなるという方がそんなにそばにいらっしゃるわけではないということで、あまり危機感というものがないと国民は思っていると思うのです。ただ、この間のように新潟でああいう地震があったりして、実際にもしそれが海中に流れると本当に大変だとか、その程度のことだと思うのですけれども、今、岩手県で一番関心が大きいのは、先ほど先生がおっしゃった、ほんの少量でも内部被曝で、特に子供たちの体内に取り込まれると非常に有害だということだと思っております。私たちぐらいの年代だとあまり影響がなくても。私も実際子供たちを育ててきて、これからの将来のことも考えれば、今自分たちに直接影響がなくても、将来的にそういう影響が及ぼされるのではないかという危機感を持っていると思うのです。
　三陸の海を放射能から守るという意味で、請願者の方々もいらっしゃっていますけれども、そういう食に対する安全性もあまりはっきりわからないような状況で、今六ヶ所村が稼働するということは、何か起こってからでは遅い。止めることがもしできるのであればいいのでしょうけれども、どこで止めるかというのも問題だと思います。それが可能かどうか、どういう時点でそこを日本原燃が判断するか、国が判断するかということも、よく私たちもわからないので、もし先生にそういう何か情報とかがございましたらお知らせいただきたいと思います。
○小出裕章参考人　もし、どうやったら再処理工場を止めることができるかということを私が知っていれば、私はやります。即刻止めたいと私は思っています。でも私は、いい手段がないまま今日まで来てしまって、大変残念だと思いながら、六ヶ所の再処理工場の試運転を見て、仕方がないから汚染を調べるという、そういう仕事をしています。どうやったら止

められるかと聞いてくださったけれども、残念ながら私にはそれにお答えする力がありません。

ただし、さっきも見ていただいたように、六ヶ所再処理工場は、もう既に経済的に破綻しています。やればやるだけ損をするという、そういう工場なのです。ですから、電力会社の方から見ても、やりたくないと思います。そして、もともと再処理というのは、プルトニウムを取り出すというための工場ですけれども、今の日本には取り出したプルトニウムの使い道はありません。だから、もともとやる価値のないことをやろうとしているわけです。ですから、そういう意味で言えば、電力会社もやりたくないし、国にしても意味のないことを膨大なお金をかけてやろうとしているわけで、どこかで、何かのきっかけで、こういうばかげたことはやっぱりやらないほうがいいというふうに考え方の転換がひょっとしたら起きるのかもしれないという期待はあります。そのためにも、きちっとした情報を伝えなければいけないし、議論もちゃんとやっていかなければいけないと私は思って、きょうもこの場所に伺っているわけです。ですから、皆さんもきちっとした情報を集めて、皆さん自身が判断をしていって、ここは岩手の議会ですけれども、岩手の議会はこういう意見だというようなことを表明していってくださる中で、ひょっとすれば止まるかもしれないというぐらいの期待を私は持っています。

〇三浦陽子委員　先生のじくじたる思いというのは、私にも伝わっておりますけれども、実は先日、青森に伺った時に、新聞で今回青森県知事が稼働再開することを了承したという記事が結構大きく載っておりました。青森県議会でもいろいろと賛否両論あるようですけれども、青森県が受け入れたのだから、もう岩手県では何を言っても仕方がないんだと言ってあきらめてしまうわけにはいかないとは思っております。ただ情報を公開する、ちゃんとした広報をして皆さんに知らせると言われても、実際、ではそのデータを見ても、本当にこれでいいのかとか、だめなのかという判断が私たち素人はやはりできないと思うのです。ですから、きちっとそのデータを、例えば岩手県で独自で調査、モニタリングをしますと言っても、多分県庁の職員の皆さんだって、これは危ないからやめてくださいと言うわけにも、多分いかないと思います。その辺を、私たちがもっと、何と言うんでしょう、先ほど先生から伺ったお話だけでもまだ、それから山名先生のお話を伺っただけでも判断がつかない大変難しい問題なのですけれども、政治的な問題というのも確かにあるかと思います。

中間保存というのですか、流さないでずっと除去装置がつくられるまで中間で保存しておくという、そういう方法も一つにはあるというふうには伺っているのですけれども、私たち県議会、これが採択されるか、またどうなるかわかりませんけれども、私たちのこういう思いを、もっと県民に知らせるための一番いい方法といいますか、先生からしてみて、もっとこういうふうなところの声を上げた方がいいのではないかということがありましたら、ちょっと教えていただけますでしょうか。

〇小出裕章参考人　私は一介の大学の教員で、放射能を飯の種にしていますので、きょう呼んでいただければこの場に伺っていますし、先週は青森に行って、生活協同組合関連の皆さ

んの前で話をさせてもらいました。そんなことで、ほとんど毎週のようにあちこちに出かけまして、六ヶ所の再処理工場がどういう危険を抱えているかというようなお話をしています。

ただ、私の力は大変小さなものですので、国や巨大な電力会社が毎日のように流す情報に比べたらほんのわずかなものしか流せないで残念に思っています。でも、皆さんは議会という立場できょうのこの場を持っていらっしゃるわけだし、議会として県民にいろいろな情報を流すということもできるはずですので、ぜひどんどんやっていただきたいと思います。もちろん、きょう呼んでいただいたことを私はとてもありがたく思いますけれども、例えばこの委員会ではなくて、もっと広い県民を集めたような場所で私に話す機会を与えてくださるとか、あるいは私が一番いいと思うのは、山名さんと私を同時に呼んでくださって、山名さんと私がここで議論するのを皆さんが聞くというような場所をつくってくださるのが一番いいのではないでしょうか。そんな議論をこの場所でやっていただくのはもちろんいいし、どんどん広くそういう活動を広げていっていただければ、私はありがたいと思います。

○小野寺有一委員　小野寺有一といいます。きょうは本当に勉強になりました。ありがとうございます。技術的なことを二つお尋ねしたいと思います。

一つ目は、今現在、先生は原子力発電そのものにも反対の立場だということをおっしゃっておりましたけれども、現実としてここ何十年か、既に日本では原子力発電所が稼働してしまっているわけで、そこに高レベル廃棄物というのが今はどんどん蓄積されている状態になっているわけです。結局、それを最終的にどういう形かはわかりませんけれども、必ずそれは何らかの廃棄処分というか、最終処分をしなければならないということがあると思うのです。それについて、例えばあした全部の原子炉を止めたとしても、今まで発電しているものについて、どういう処理方法を選択していくのが我々の社会として正しい選択だというふうに先生がお考えになっているかということが第１点。

それから、第２点は、先ほど請願の中にあった要旨の２点のことについては、技術的に完全に可能だというふうにおっしゃっていました。先ほどのお話を僕は注意深く聞いておりませんでしたが、取り込むことは可能だというふうに先生がおっしゃったように記憶しているのですが、それを例えば取り込んで何らかの形で保管しているものというのは、これもやはり低レベルかもしれないけれども、やはり放射性廃棄物になるのだろうと思うのですが、それを結局は最終的に処理する必要が出てくるだろうと。そういうことをどのように保管して処理をすることが可能なのかということをお尋ねしたいと思います。

それで、先ほど資料の中で、六ヶ所再処理工場では１トン当たり４億円かかるということをおっしゃっていましたけれども、英仏への委託費は約２億円だということをおっしゃっていました。結局、それを経済性の問題にしていってしまうと、先ほど先生が何回か日本人が世界中を汚す権利などどこにもないというお話をされていましたが、その廃棄物をどこかで、それをもしかして外国で処理するということになった場合には、結局六ヶ所で受けるリスクを海外に輸出しているにすぎないのではないかというふうに思うわけです。そうい

った日本が国内で出してしまった、処理をしなければならない廃棄物を日本国内で責任を持って処理をしなければならない方策が技術的にあるかどうかわかりませんので、その辺を教えていただければと思います。

○小出裕章参考人　大変重要なことを聞いていただいて、それにお答えしようとすると大変な時間が要ると思うのですが、今、日本では55基の原子力発電所が動いています。さっきもちょっと見ていただいたのですけれども、一つの原子力発電所が1年間動くと、広島原爆1,000発分の死の灰をつくってしまうのです。それはどうしようもないのです。今、日本に55基あるわけですから、毎年、広島原爆5万発分ぐらいの死の灰をつくって、今私たちこうやって電気で豊かに生活しているわけです。

日本で原子力発電が始まったのは1966年ですけれども、それ以降、今日までに累積でどれだけの死の灰を作ったかというと、広島原爆 120 万発分。想像できるでしょうか、皆さん。そして、死の灰には自然の浄化作用がないのです。そして、どんなに微量でも危険なのです。どうしたらいいのでしょうか。

人類が一番初めに原子炉を動かしたのは1942年です。米国のマンハッタン計画という中で、原爆材料のプルトニウムをつくりたいということで原子炉をつくったのですけれども、その時から学者はみんな知っていたわけです。原子炉をつくってウランを燃やせば死の灰ができる。その死の灰は無毒化できないし、大変困るということは知っていたのです。その時1942年から死の灰を何とかしたいという研究は始まっているのです。ですから既に65年間、死の灰を何とかしたいという研究は続いてきましたけれども、結局どうしていいかわからないという、いまだにそういう状態なのです。死の灰は死の灰でなくすることはできないという段階で今に至ってしまっているわけです。

そうなると、できることは何かというと、生命環境から隔離するということです。生命環境から隔離するって、一体どんな方法があるかということで、それもさまざまに考えられています。例えば、宇宙へ捨ててしまえということも考えました。宇宙ロケットに載せて宇宙に飛び出させればいいということも考えたのですけれども、ロケットは時々落っこってくるのです。そんなものが落っこってこられたら、これはどうしようもないということで、それはだめだということになりました。

それから、海へ捨てれば海は広いからいいのではないかということも、もちろん考えました。しかし、海に捨てたって、結局は薄まるだけだから、毒がなくなるわけではないので、海に捨ててもいけないということになりました。

南極に持っていって、南極の氷の上に乗っければ、放射能は発熱体ですので、氷を解かしながらどんどん下に深く潜っていってくれると。上にはまた氷ができるから閉じ込められるだろうというようなことも考えられました。しかし、南極は一体だれのものなのかと考えたらわけがわからなくなって、それも禁止されたということです。

結局、次から次へといろいろな方策が考えてはだめになるということで今日まで来てしまっているわけです。

決定的な方策を見つけられた国は世界中どこにもない。今、日本の国はどうしようとしているかというと、地下深いところに穴を掘って、そこに埋め捨てにすればいいと言っています。地下 300 メートルとか 1,000 メートルという穴を掘って埋めればいい。300 メートルや 1,000 メートルって大変です。人間が掘ろうと思ったらものすごい深い穴だけれども、逆に言えば、地球という半径 6,000 キロメートルもあるような星から見たらば、300 メートルや 1,000 メートルというのは薄皮のまた表面でしかないわけです。例えば地震なんていうのは、地下何十キロというところからバリバリと岩盤を割りながら来るわけですから、300 メートルや 1,000 メートルなんて、またその上の方なわけで、本当にそんなところに埋めてしまっていいかどうかも実は科学的にはわからないという、そういう状態になっています。

放射能には寿命がありますので、人間がその寿命を操作することはできませんけれども、閉じ込めておけば何とか毒性が減るということはあるわけです。今、私は 120 万発分の死の灰をつくってしまったと言いましたけれども、その死の灰は 100 万年間どこかに閉じ込めておかなければいけないという、そういう毒物です。ですから私は、今、日本の国が言っているように、地下に埋め捨てにするということは、100 万年間は科学的には保証できませんので、だから私はやるべきではないと思っています。

では、どうすればいいのかというのが御質問だと思うのですが、残念ながら、わかりません。要するに、65 年間わからないままここまで来てしまったということです。ですからわからないならば、まず原子力をやめろというのが私の第 1 の主張です。少なくとも、これ以上つくらないというのが第 1 の主張です。でも、既につくってしまった死の灰についてはどうするのかということを次に問われますので、私としては、私たちの黒い目で見ていられるようなところに保管をするしかない。それは、今、中間貯蔵施設というものがむつ市につくられようとしていますけれども、巨大な建屋です。その建屋の中に放射能を閉じ込める巨大な特殊な容器を並べてそこに保管するという構造になっていますが、それをやり続けるしかないだろうと。いつか 100 年後か 200 年後かわからないけれども、放射能を無毒化できるというような技術を人間が手に入れることができるのであれば、その時に廃棄できるわけです。私は、あまり期待できないけれども、今できることはそれだけだろうと思います。

それから、六ヶ所の再処理工場で放射能を捕捉することは、私はできるというふうに言ったわけですけれども、では捕捉したものをどうにかできるかというと、それもできません。今、聞いていただいたように、高レベル放射性廃棄物を私たちが今現在、どうにもできないというのと同じように六ヶ所再処理工場でトリチウム、クリプトン、炭素 14 を捕まえたところで、それを無毒化することはできません。とにかく閉じ込め続けるということしかできません。ただし、トリチウムは 12 年たてば半分に減ってくれる。それからまた 12 年たてばまた半分に減ります。120 年間閉じ込めておくことができれば、毒性が 1,000 分の 1 に減ります。クリプトンもそうです。クリプトン 85 は半減期が 10 年ですので、100 年閉じ込めておくことができれば毒性が 1,000 分の 1 までにできる。そういうものです。何とか閉じ込めを続けるということが、今できる唯一のことだと思います。ただし、炭素 14 にいたっては、

半減期が 5,700 年だったと思いますけれども、要するになくなりません。人間というような生き物の社会の長さから考えたら、炭素 14 に関してはもうどうしようもありません。高レベルの放射性廃棄物と同じで、何万年、何十万年にもわたって閉じ込めを続けるしかない、そういうものです。

それから、日本人が原子力を利用する、再処理をやるということで、世界の罪のない人々に被曝をさせることは許せないと私は言ったわけですけれども、もちろんそうです。でも、その閉じ込めた放射能をまたどこか海外に持っていって、そちらで処分させるというようなことも、もちろん正しくないと思います。ですから、今、私が提案できる唯一のことは、とにかく閉じ込めて、日本国内でその管理を続けるという、それ以外のことは何もない。そういう状態に既に私たちは追い込まれてしまっているということだと思います。お答えにならなかったかもしれませんが。

○小野寺有一委員　いいえ、ありがとうございました。

○千葉康一郎委員長　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○千葉康一郎委員長　ほかにないようですので、これをもちまして小出先生からの御解説及び質疑等については、これをもって終了いたします。小出先生、本日は大変お忙しいところ、また、遠いところをおいでいただきまして、貴重なお話を本当にありがとうございました。

○小出裕章参考人　ありがとうございました。

○千葉康一郎委員長　それでは、委員会室の整理のために、暫時、休憩いたします。ちょっと早いですけれども、ちょうど昼食になりますので、午後１時から会議を再開したいと思います。

（休憩）

（再開）

○千葉康一郎委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

請願陳情受理番号第３号海に、空に、放射能を流さないことを求めることについての請願の審査を継続いたします。

その後、当局から何か説明はありませんか。

○加藤環境保全課総括課長　改めて追加をして説明をする内容は持ってございません。よろしくお願いいたします。

○千葉康一郎委員長　本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○千葉康一郎委員長　ないようでございますので、本請願の取り扱いについて決めたいと思います。御意見をお願いいたします。

○髙橋元委員　京都大学の原子炉実験所の小出先生のお話をきょうお伺いいたしました。前回も同じ大学の山名先生のお話を聞いて、全く正反対というか、請願、陳情に対しての御

意見をお持ちの方のお話を伺いましたので、もう少し考えを整理してみたいと、こういうふうに思っております。それで、継続審査をお願いして、私ばかりではないと思いますが、いろいろ整理をして、次回の委員会でフリートーキングというのでしょうか、意見交換をさせていただいて、その中で方向性を決めていったほうがいいのではないかというふうに思いますが、お取りはからいをお願いします。

○千葉康一郎委員長　ただいま継続審査との御意見がありますが、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○千葉康一郎委員長　それでは、ただいま継続審査の御意見がありますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○千葉康一郎委員長　異議なしと認め、よって本請願は継続審査と決定いたしました。

以上をもって環境生活部関係の陳情請願の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○千葉康一郎委員長　ないようでございます。これをもって環境生活部関係の審査を終わります。

環境生活部の皆さんは退席されて結構でございます。大変御苦労さまでございました。

どうぞ、保健福祉部の皆さんも上着を脱いでよろしくお願いいたします。

次に、保健福祉部関係のひとにやさしいまちづくりの推進について及び地域ケア体制整備構想について調査を行います。

調査の進め方についてでありますけれども、初めに、ひとにやさしいまちづくりの推進について執行部から説明を受けた後、質疑、意見交換を行い、次に地域ケア体制整備構想について、執行部から説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。

それでは、初めにひとにやさしいまちづくりの推進について当局から説明を求めます。

○下屋敷地域福祉課総括課長　それでは、ひとにやさしいまちづくりの推進について御説明申し上げます。お手元の資料を御覧ください。

ひとにやさしいまちづくりが中心でございますが、今般御説明申し上げようとするのは、ひとにやさしいまちづくり条例の見直しということでございます。御承知のとおり、私どもの条例でございますけれども、高齢者、障害者の方々を初めといたしまして、多くの方々が地域の中で個人として尊重されて、地域社会の中で住んでいくということを目的といたしまして、共に暮らすという観点から、平成８年４月に条例の施行となっているものでございます。

この条例の中身でございますけれども、（２）の①にア、イとございますが、条例の推進上の理念という形で、県、市町村、事業者、県民の役割と、あるいはまた県の取り組みの基本方針を定めているのが一つでございます。

それから、①のウでございますけれども、公共的な施設、いわゆる多くの方々がお使いに

なる施設についての整備でございます。これは通常言われているバリアフリーとかユニバーサルデザインといったものでございますが、これにつきまして公共的施設についての整備基準を策定していく。また、そのうち特に多くの方々が利用するということで整備促進が必要な施設、特定公共的施設と申し上げていますが、これにつきましては新築の場合について、県への届け出を課していく。そういうような状況でございます。

また、この条例に基づきまして、行動指針といたしまして、ひとにやさしいまちづくり推進指針を平成８年４月に、同時期に策定して、そこにございますが、取り組みの具体的推進方向ということで５つの分野、意識啓発、暮らしやすいまちづくり等々の分野につきまして、具体的に推進を行ってきているという状況でございます。

これまでの主な取り組みということで、下のほうにございますが、一つは取り組み内容でございますが、今、申し上げました五つの分野でアイウエオとございますが、いろいろな取り組みを行っています。例えば意識啓発のところでございますと、バリア発見隊活動ということで、振興局を中心といたしまして、公共的な施設がバリアフリーになっているかどうかというような点検活動を行っているものなどがございます。

②として、成果でございますが、私どもが承知している範囲では、いろいろな成果があるわけでございますが、県民意識調査、企業、事業所行動調査等を見ますと、緩やかではございますが、満足、やや満足という県民の意識、それからバリアフリーの取り組み事業者も、わずかではございますが、微増しているという状況になっています。また、県立施設の車いす対応トイレの整備率は、18 年度、82.7％と順調に推移しているわけでございます。なお、中段のほうにございますが、民間施設の整備基準適合率、これは全部の基準について適合した基準の適合でございますけれども、やや低調な感じで、16.6％というような 17 年度の状況でございます。

今般どのように見直しをするかということでございますが、昨年度来、外部委員を交えた検討委員会あるいは意識調査等々を行ってまいりましたわけですが、五つの課題があるのではないかということで、まず一つは、ユニバーサルデザイン、そういう意識の啓発を進めていく必要があると。先ほど申し上げました障壁をなくするバリアフリーということから、初めからみんなが使いやすいものにしていく、ユニバーサルデザインという考え方を進める必要があるのではないかと。

それから、②でございますが、県民の意識啓発という面で、もう少し施策も充実していく必要があるということでございます。

それから、③として、意見の反映ということで、そこにスパイラルアップという言葉がございますけれども、住民の方々がいろんな施設とか、いろいろなプロジェクトに参加いたしまして、積極的な御発言のもとに利用しやすいもの、あるいは効果的なものをつくり上げていく仕組みづくりを、システムを確立する必要があるのではないかということでございます。

それから、④として、先ほど申し上げました公共的施設の整備基準を少しずつでも高めて

いく必要があるということで、事業者の意識啓発といったようなものに取り組む必要があるだろうと。

それから、⑤としてバリアフリー新法ということで、昨年12月に旧ハートビル法、交通バリアフリー法を統合いたしまして、国の方で総合的な施策を進めるための新法ができましたので、これとの関係で連携を図りたいということでございます。そういう課題に対応していきたいと思っているところでございます。

いつまでに見直しというところでございますが、現在この内容についてはパブリックコメントという形でホームページのほうにアップしておりまして、地域説明会を今月下旬ころに県内の各地点で行いまして、できますれば12月議会に向けて取り組んでまいりたいと。今年度12月議会に提案を申し上げたいというような段階でございます。

それから、先ほど申し上げました推進指針につきましても、条例の改正を受けまして、内容を見直しまして、できるだけ県民にわかりやすいような形での見直し案を作成いたしまして、来年の６月議会を目途につくってまいりたいなと、そのように思っているところでございます。

続いて、次のページでございますが、主な現段階での経緯、改正の概要でございます。まず最初に、ユニバーサルデザインの考え方の明確化につきましては、条文の中できちんと、すべての人を対象といたしまして、ユニバーサルデザインを進めていくことを明確にしたいなと、そのように思っております。それから県民、事業者、市町村、県の各主体が、主体的になって取り組むと。そして一体となって、県民のひとにやさしいまちづくりというものに、活動の役割をそれぞれ果たすということを盛り込みたいと思っております。

２番としての意識啓発につきましては、その中でも③でございますけれども、現行条例では大まかな理念だけ書いているわけでございますが、県民啓発、情報の提供、人材確保、各種それぞれの分野での基本的な考え方を丁寧に盛り込みたいと、そのように思っております。

それから、３の県民の意見反映の仕組みでございますけれども、これにつきまして関係団体、住民団体の方々、障害者団体の方々、それから事業者団体の方々の代表によります推進協議会というものを新たに設置いたしまして、重要施策の推進等につきまして、知事の意見聴取機能をそこに持たせるというようなことを規定したいと思っております。特に重要な特定の公共的施設については、新築の場合でございますが、これについては利用者の意見聴取ということを努力義務として盛り込みたいと、そのように思っているところでございます。

それから、４の整備基準の関係でございます。これにつきましては、②でございますけれども、特定の公共的施設の新築等の場合、現在は届け出制ということで、一方的に届け出という形になっているわけでございますが、それについて今度は協議制という形で、お互いに意思疎通をし合いながら、先ほど申し上げましたスパイラルアップの思想で、本当に住民に使いやすい建物、公共施設の整備を進めていくという考え方に改めたいということで、事前

協議という言葉に直したいと、そのように思っているところでございます。

それから、４の⑤でございますが、現行条例では、届け出をしなかった場合に、知事が勧告公表ということになっておりますが、これにつきましては内容を充実したいという観点から、工事の結果が不適合の場合、あるいは知事の指導助言に従わないといったような場合についても勧告公表ができるというような規定に改めたいと、そのように思っているところでございます。

それから、５のバリアフリー新法との連携でございます。５の①でございますが、学校教育法の本年４月からの改正に伴いまして、すべての子供が共に学び育ちあうという教育理念が出てまいりまして、これを受けまして、学校についてなぜバリアフリーかといったものを整理する必要があるのではないかということでございまして、下のほうに図解をしております。

バリアフリー新法は、言うなれば義務規定でございまして、努力義務としての特定建築物があるわけでございますが、その中でも、今申し上げました基準の適合義務ということで、特別の特定建築物を法の方で定めております。法律の中では、地方公共団体が条例で基準適合義務に必要だという用途のあるものを追加することができるし、あるいはまた特別特定建築物の面積要件等についても直すことができるという規定がございます。この規定を用いまして、今般は先ほど申し上げました学校について、特別特定建築物に入れたいと、このように考えているところでございます。2,000 平米以上を超える場合の新築についても、小学校、中学校、県立学校等でございますが、義務化をかけたいということでございます。

それから、５の②でございますが、災害時の対応、それから高齢化といったようなことを受けまして、ユニバーサルデザイン化が必要な医療施設、福祉施設につきましては、現行の法律の世界では、2,000 平米以上のものについて義務化をしているわけでございますが、先ほど申し上げましたバリアフリー新法の言ってみれば上乗せ、横出し規定を用いまして、医療施設と福祉施設につきましては、床面積 2,000 平米から 1,000 平米以上のものまで義務化をするという形でこの規定を整備したいということを考えております。

それから、最後になりますが、６、その他の①でございますが、今般は条例でございますけれども、本県の地域特性、寒冷多雪等に対応いたしまして、特に建物と公共空間の道路との間の出入口のひさし、それから屋根、車寄せ上屋等につきまして、これは県の独自の、これは規則事項でございますけれども、整備基準として新たにつけ加えたいと、そのように思っております。

以上が今般の条例改正の主な内容でございます。よろしくお願いいたします。

○千葉康一郎委員長　ありがとうございました。ただいまの説明に対し、質疑、意見はありませんか。

○及川あつし委員　いろいろ御説明いただきましてありがとうございました。詳細については、また読ませていただいて申し上げたいと思うのですが、一般論で申し上げたいと思います。新しい規制を伴う条例の改定だというふうに理解をしておりますし、一定の政策誘導

をこの規制をもとに行うということもよくわかるところであります。ただ、パブリックコメントの中でもそういう意見が来ているかどうかわかりませんが、最近よく県民の皆様の声を聞きますと、役所に対する手続等が一段と煩雑になっているという声を非常にあらゆる分野で聞くところでございます。

そうした意味において、課長さんのほうからるる説明があった各項目について、届け出を事前協議にするとか、そこの部分だけでも、おそらく建築主、これは設計屋さんが代行するのでしょうか、そうした方々も、手続的に従前以上にかかるのではないかなと思います。また完成後の検査云々等、いろいろ多方面にわたる規制があるようでございますので、県民の皆さんにある一定の方向に誘導するのはわかるのですけれども、手続面で過度に煩雑にならないように、ぜひ御留意をお願いしたいというふうに思っています。

あと詳細の部分について、１点ちょっとわからなかったのですが、いわゆる横出し規制で、2,000 平米以上のものを医療施設と福祉施設、1,000 平米以上ということにしているようでありますが、ちょっと理由が明確にわかりませんでしたので、横出し規制をあえてする理由は何なのかということと 1,000 平米以上とした理由ですね。どの程度の施設規模をイメージすればいいのか。医療施設だとどのくらいなのですか。そこら辺も含めて説明をさらにお願いしたいと思います。

○下屋敷地域福祉課総括課長　御要望の点はそのとおりかなと思っております。私ども建築士関係団体等とも２、３回既に打ち合わせを行っております。公的施設という観点から、これについては説明する必要があるなというような共通理解を持っておりますので、おっしゃるとおり手続については簡素化を考えていきたいと思います。

それから、医療、福祉施設のなぜなのかということでございますけれども、これにつきましては、実は災害等におきましては、いろいろな要援護者の方々を福祉的な観点から確保するということが非常に重要になっておりまして、やはりそういう県下におきます医療施設、社会施設の中で、災害弱者の方々、障害者の方々、高齢者の方々が利用しやすいといった面をなるべく建設する段階から持っていなくてはいけないということでございます。

それから、なぜ 1,000 平米かということでございますけれども、これにつきましては、既に全国では５都県が実施しておりますが、その理由等を聞きますと、今までは大規模なところでございますが、中規模のところまで考えるということで大体 1,000 平米という線が先進５都県でなっております。それと実際問題、私どもどの程度守られるかなということでございますが、1,000 平米未満ですと、やはり小さいわけでございますので、過度な資本装備といいますか、施設整備を課すわけにもいきませんので、総合的な判断から、これについて 1,000 平米ということで、これも福祉団体と医師会等と事前に調整をして今回に至ったという状況でございます。

○及川あつし委員　ありがとうございました。では、よろしくお願いします。

あと、まだ検討段階だと思うのですが、こういう誘導措置を伴うに当たって財政的に伴う項目もあるのか。こういう施設を設置するについては、県単独で何か新たに助成制度とか、補

助制度とか設けていくのも通例かと思うのですが、その辺の検討状況はどういう状況になっているのかお知らせいただければと思います。
○下屋敷地域福祉課総括課長　今般の条例素案はまだ付け加えて作っておりませんけれども、県として財政的支援措置という部分については、ある程度の義務といいますか、こうするということは盛り込みたいなと、まず条例の中身は考えております。
それから、具体的にというお話でございますけれども、県の財政が厳しい中、どのように効果的にできるのかということについては、これから検討していかなくてはいけない。先ほど申し上げましたとおり、指針の策定というのは条例の改正後に出てまいります。それは、どういう形でどういうところに重点的にやっていったらいいのかということに対応させていかなければいけないので、その中で各部局といろいろ話し合いをしながらどういう形でできるのか考えてまいりたいと思います。
　それからあと、なお１点でございますけれども、今般建築主さんに対しましては、適合したといった場合には、一応適合証を発行したいなと。これは規則事項になるかなと思いますけれども、建物に埋め込めるようなプレートみたいなものという形で、事業主の御協力があったものという形で認証する。目に見える形で推進をしていきたいなと。これは支援策とは直接結びつかないかもしれませんが、１つの誘導策として考えていきたいなと思っています。
○及川あつし委員　最後にします。今、財政的なさまざまな措置も、今後検討するということでございましたので、財政状況が厳しい折だと思うので、費用対効果で対象項目も絞っていかなければいけないと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。その中で、１ページ目に成果で今拝見しまして、ローステップバス、ここはノンステップバスという記載ですが、これの導入が非常に低いなと、実は今見まして驚いたところでございます。多分盛岡なんかを中心に都市部ではこうしたバスが非常にニーズが高いものだというふうに思っておりますが、何でこれほど低いのか。その理由だけ最後に聞かせていただいて、いろいろ対象事業があろうかと思うのですが、ローステップバス、ノンステップバスについても積極的に御対応もいただきたいということも意見として申し上げて、まず導入の低い理由を最後お示しいただきたいと思います。
○下屋敷地域福祉課総括課長　ノンステップバスの導入率でございますけれども、この数値ですと、大体 800 台を使って６台ほどが入っているということで、こういう低い数値になっております。それで、ノンステップバスにつきましては中古が市場になかなか出回りにくいということで、新車が出るという形で、価格にいたしますと１台当たり 2,000 万円ぐらいという形になります。それに対して、国交省のほうで、これは地域企画室が所管でございますけれども、いわゆる不採算路線については相当高度な補助金が出るわけでございますが、いわゆる市街地を走るようなバスにつきましてはなかなか補助金の割合が低いと。四、五百万だと思いましたが。そういう形で自己資金を捻出しなくてはいけないということでございまして、なかなか導入が進まないという状況になっていると、そのようにとらえておりま

す。
○千葉康一郎委員長　ほかにありませんか。
○髙橋博之委員　今般の条例の見直しの主な内容の五つ目の①でありますが、すべての子供が共に学び育ち合うという、共に学ぶ教育の推進に対応するということで、新たに規定をされておるわけですが、４月の改正学校法でこういう方針が打ち出されたのですが、その理念と現場が今なかなか、理念に現場が追いついていけないという状況が市町村等を回っていると見られます。一番の理由を聞くとお金がないと言うのです。やはりそういう障害を持ったお子さんを受け入れるに当たって、バリアフリー化を進めなければいけないわけですが、大変お金がかかるわけです。
　そんな中で、こうして新たに打ち出されて、喜ばしいことだとは思うのですが、一方で今回新しく特定建築物を特別特定建築物に追加をすると。学校をそのように追加をして基準適合義務を定めるということなのですが、わからないので教えていただきたいのですけれども、この基準適合義務はどの程度の効力といいますか、効果が見込まれるというふうにお考えでしょうか。これが１点目です。
　それから、２点目でありますが、先ほども申し上げましたが、市町村の財政が大変逼迫する中で、この条例の実効性を高めるために、例えば補助制度のようなものがあるのかどうか。ないのであれば、今後検討していくお考えがあるのかどうか。これが２点目であります。
　それから、最後の３点目でありますが、６月議会で私の一般質問で、知事にこの共に学ぶ教育の推進について質問しまして、達増知事のほうから、県としてこの環境整備に努めていくという力強い御答弁をいただいたわけですけれども、その際、すぐに県教委のほうが、共に学ぶ教育を推進するために小委員会というのを設置していただいたわけですけれども、県教委との連携、これも必要になってくるのだろうと思うのですが、この連携についてが３点目になります。お願いします。
○下屋敷地域福祉課総括課長　一つは効果というような話だったと思います。現実問題として、市町村財政が厳しいわけでございますけれども、現実問題、学校バリアフリーの場合は、一つは３階以上の建物についてはエレベーターを設置するということが大きなことになっておりまして、これにつきましては私ども県教委さんのほうの資料等も見せていただいたわけでございますけれども、昨今でございますけれども、15から17年度でいきますと、大体13校のうち９校が何らかの形でエレベーターを設置しているというような形で、ある程度定着化してきているのではないかという面があると思われます。
　今言われましたとおり、特別支援教育というものが教育法の中でかなり確立されましたので、できるだけ地元のところで学校に進めさせたいという親御さんの気持ちもありますし、よく考えたら障害者の方だって、親御さんが車いすの方だっていらっしゃるわけでございます。そういう方々だって、当然父兄参観に行きたいという気持ちもあるでしょうし、そういう総合的な観点から、やはりこれはやったほうがいいのではないかということを考えました。

これは新築の場合に適合になるわけでございますけれども、建てた後にまたつくるとなると非常にコストもかかるということでございますので、将来の教育への取り組み、ビジョンの観点から将来を見据えて、ここはやっていた方がいいのではないかということで、教育委員会ともお話をさせていただきました。ほかの都県等、他県の例も含めて考えまして、こういう形にしたということでございます。

助成につきましては、御存じのとおり公立学校の助成は２分の１、新築の場合は出るわけでございます。その中でいかにやるかという工夫の仕方ではないのかと考えております。県としては、少なくとも設置者でございますので、これについては当然いろいろな形をとりますし、市町村は市町村の中で文科省に対するいろいろな要望ということもあるでしょうし、先ほど言いました工夫という面で、いろいろな面があるのではないかと思います。

それから、この法的な面でございますけれども、これは一応義務化という形になりましたので、建築確認をとっていただくのと同じ効果になりますので、とらないと違法建築という形になります。以上でございます。

○髙橋博之委員　はい、ありがとうございます。

○三浦陽子委員　きのうも岩手県の社会福祉審議会で御説明いただいたのですけれども、そのときちょっと質問できなかったのでお伺いしたいと思います。

今のユニバーサルデザインは、例えば既存の学校で、そういうお子さんを受け入れている学校があった場合、少しでも県として何か補助みたいなものは出すことはできるのでしょうか。

○下屋敷地域福祉課総括課長　条例といいますか、この考え方としては、これから新築、あるいは主要構造部分に大きく手をかける大改築みたいなものについての義務化でございます。それから、あと三浦委員さんがおっしゃった既存建物につきましては、主要構造部分をやる場合については、当然義務としてかかるということでございます。

それから、財政的な面につきましては、先ほどもお話し申し上げましたけれども、県としてはまず県予算の中でしていくことになると思います。これは教育委員会の所管になるわけでございます。市町村に対するものについては、市町村がみずから考えていただきたいということで、今現在の段階では助成措置を講ずるということは、私どもは考えておりません。

○千葉康一郎委員長　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○千葉康一郎委員長　ほかになければ、これをもってひとにやさしいまちづくりの推進についての調査を終了いたします。

次に、地域ケア体制整備構想について調査を行います。それでは、当局から説明を求めます。

○及川長寿社会課総括課長　それでは、岩手県地域ケア体制整備構想の策定について御説明申し上げます。資料はこのＡ４判の 12 ページのものと、これを要約いたしましたＡ３判の１枚もの、この二つを配付させていただいております。本日の説明は、Ａ３判１枚ものに

沿ってやらせていただきます。

まず、地域ケア体制整備構想とは何かということでございます。資料の一番上に目指す姿ということで、医療や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた自宅や地域で安心して暮らすことができる、こういった社会を実現するために、今後ますます高齢者が増加する中で、これを目指して20年、30年後の人口構造を推計いたしまして、それをもとに高齢者の将来ニーズの見込みを立てまして、長期的な視点に立った地域の医療、介護のケア体制の将来像を明らかにしようというのがこの構想の趣旨でございます。

まず、この構想を策定するに当たっての背景でございますが、資料の左側、縦長に書いてございますが、高齢化のさらなる進展ということで、県内人口は平成17年度140万人を起点にいたしまして、30年後には118万人まで減少する見込みとなっております。その中で、高齢者の人口につきましては、平成17年の33万6,000人から39万2,000人までふえるということで、現在４人に１人が65歳以上の高齢者ということになっておりますが、30年後にはこれが３人に１人という状況が見込まれております。当然そうなりますと、その下の要介護高齢者も増加していくという状況になろうかと思います。それに、さらに療養病床の再編成というのがございまして、療養病床というのは御存じのとおり、長期にわたる療養を必要とする方が入院されるための病床でございますが、これが医療制度改革の中で、療養病床の再編成、変換というのが進められております。

それで、国の方ではどういうふうな考え方をとっておるかというと、ここに書いてございますが、例えば平成18年10月時点で岩手県内には医療の療養病床が約2,100床、介護の療養病床が約900床、合計約3,000床の療養病床がございますが、これを平成24年度末までには、まず介護保険を使った療養病床というのは全部廃止すると。医療の療養病床については1,300床まで再編すると。再編され転換した後は、転換先としては介護保険の施設等が考えられております。こういった背景がまずございます。

それでは、地域ケア体制整備構想というのは、一体何を決めるのかということでございますが、これの主な柱が、この資料の真ん中の上、１、地域ケア体制整備構想策定の趣旨というところに書いてございます。

まず第１に、高齢者の状態に応じた適切な保健・医療・福祉のサービスが効果的に提供されるケア体制が確立されることを目指して、基本的な考え方、これを高齢者保健福祉圏域ごとにまとめていくということでございます。

そのまとめていく内容というのは、その下の２、地域ケア体制の基本指針ということで比較的大きな枠の中で挙げた内容になります。概要版の資料では、５ページ、６ページがその内容になろうかなと思います。その内容につきましては、５つの重要な視点を掲げてございます。

まず一番は、地域包括ケアシステムの確立。主なものを言えば、市町村の地域包括支援センターを中心とした医療、介護、住まい、あるいは見守りなどの、こういったサービスを総合的にコーディネートする体制を確立する。どういうサービスが適当かというのをここが

中心になって提供していくということでございます。

それから、二番は在宅医療の充実。ここでは在宅での療養生活のために、医療と介護がどういうふうに連携していくかということを見込んでいます。

それから、三番、介護サービスの充実。これは在宅サービス、それから施設、居住系のサービス、これらをどれだけ拡充していかなければいけないかということについて検討する。

それから四番、居住環境の充実でございますが、これは住宅の中でバリアフリー化等が必要になりまして、高齢者向けの住宅のバリアフリー化とか、あるいは高齢者向けの優良な賃貸住宅の整備について見通しを立てる。

それから五番、地域生活支援サービスの充実。これは例えば、一人暮らしの高齢者などの不安を解消するための見守りというような多様なサービス提供について、地域での生活支援体制というものを検討していく。

これらについて、右側に全体像ということで輪っかの中にいろいろな登場人物が書かれておりまして、これらが連携していくことになりますが、もちろん圏域ごとにこの構想を策定する場合、必ずしもこういった医療や介護の資源がどこの圏域にも十分にあるということではございません。そのために、各圏域では不足するものがあればそれをどうやって補っていくか、それでどういうふうなケア体制を組むかということが圏域ごとに必要になろうかなと。それで、圏域ごとに実情に沿って体制を考えてもらうというのがこのケア体制を検討していく中身でございます。

次に、この構想の二番目の大きな柱として、療養病床の再編というのがございます。その基本的な考え方につきましては、１枚ものの資料の右上の３番、療養病床の再編成の基本指針というところに書いてございます。

まず一つは、もちろん療養病床が転換、再編されるといいましても、入院患者さんはいらっしゃるわけで、そういう方々には、その状態や医療サービスの必要性に応じて引き続き医療療養病床で対応していく。あるいは介護保険施設でのサービスが提供できるような体制を確保していくということになります。

それで、この療養病床の転換につきましても地域の事情、そういうのがございますので、医療機関の意向あるいは地域の事情等を聞きながら、これを尊重しながら、老人保健施設やその他の介護保険施設、居住系のサービス基盤、こういうのにスムーズに転換できるように医療機関とは調整を図ってまいりたい、必要な情報提供等の支援措置を講じていきたいと。もちろん、その中で入院患者さんへの対応は必要になります。今利用している方々が行き場がなくなるというようなことがないように、その状態に即して必要な設置、人員体制の整った環境のもとで適切なサービスが提供できるように努めて、そういう構想を立てていきたいというふうに考えております。

なお、療養病床につきましては、やはり医療機関の意向というのが大事なわけなのですが、県のほうでも昨年 10 月に、現在持っている病床をどういうふうにするかということで意向調査をさせていただきました。医師会さんの協力を得まして調査させていただきましたと

ころ、医療療養病床、医療保険を使う療養病床ですが、こちらのほうは全体で3,000床ぐらいあるわけですが、そのうちの医療療養病床2,000ちょっとですが、26.7%、3割近くが未定だと。それから、63.7%は療養病床そのままでいきたいと。つまり、2,100を最終的には1,300にするわけなのですが、その2,100のうち9割方はまだ決まっていない、あるいはそのままいきたいということで、非常になかなか決めがたい。

それから、介護療養病床につきましても、これは廃止されることになっているわけなのですが、その介護療養病床につきましても7割は未定だという回答でございました。

今年度も調査をやっておりまして、現在その状況を取りまとめ中でございますが、いまだに半数以上の医療機関では、未定のままだという状況でございます。もちろん、その理由といたしましては、療養病床を転換して介護保険の施設なり、そういうものに転換した場合、転換後の経営の見通しがどうなるのか不透明だと、それから介護報酬、診療報酬等がまだはっきりしない段階で、経営がどうなるかというのに非常に不安を感じているということで、現時点では、なお調整が必要な状況でございます。

それから、構想のもう1つの重要なポイントといたしまして、関係計画との整合性というのがございます。関係計画といいますのは、この資料の右下の方に、3計画に反映ということで医療費適正化計画、医療計画、第4期の介護保険計画ということを書いてございますが、まず20年度から医療計画、医療費適正化計画が始まるわけなのですが、その中では、医療計画においては、地域における医療と介護の連携の構築などが必要になりますし、医療費適正化計画においては療養病床の病床数の見込みというのが関連してまいります。それから、介護保険事業計画につきましては、介護サービスの必要量の見込みと、今回の構想の中である程度見込む部分もございますので、それとの整合性というのが必要になってまいります。

以上がこのペーパーの内容でございますが、そのほかに概要版には、7ページ以降に、全体の要約の1枚ものには書いておりませんが、将来の高齢者人口の推計に基づく平成17年を起点にして30年後の平成47年に向けた将来像の見通しを、推計に基づいてその際に必要なサービスの将来像というのを8ページ、9ページ以降に記載してございます。これに基づきまして、さらに直近の、これが9ページの下からですが、平成23年度までの介護サービス等の必要量を見込むということで、次期の介護保険事業計画で大体どうなるかというのを、この時点である程度の見込みを出せる。現在各圏域でこの辺の算定をしておりまして、最終版のこの構想の中では、この辺の各圏域の見込みも入ったものが最終版ということになろうかなと思います。

構想の基本的な構成といたしまして、先ほど説明申し上げましたＡ３判１枚資料、概要版で言えば6ページまでの内容になりますが、これがいわば構想の総論的な部分でございまして、7ページ以降は、将来像、次期介護保険の計画、次期におけるサービス量の見込みやその確保方策に言及するという形で、これは7ページ以降が各論部分になろうかなと思います。

以上が構想の概要の説明でございますが、この地域ケア体制整備構想というのは、将来に

向けての地域ケアの方向性を検討しようとするもので、具体的なサービス量、何をどういうふうな量、あるいは施設をどういうふうにする、個別のサービス量につきましては各計画の各次期、例えば介護保険であれば、現在、20年度まで第３期の計画でございますが、21年から23年の３年間が次期計画、第４期の計画ということになります。その中で具体的に定めて実施されていくという関係になってございます。

現在、保健所が中心になりまして、各圏域の構想を策定中でございますので、今後の日程といたしましては、この１枚ものの下の欄に書いてございますが、概要版の素案に肉づけをしまして、９月中にパブリックコメントを始めたいと。それから、その後各圏域で策定した構想を県全体の構想として取りまとめまして、ことしの11月いっぱいぐらいを目途に最終版の取りまとめというふうに日程的には考えております。以上で説明を終わります。

○千葉康一郎委員長　ありがとうございました。ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○及川長寿社会課総括課長　大変失礼いたしました。私が持っております資料と、お配りしている資料にはちょっと違いがございますようで、一番下のスケジュールとか、各計画との関係と御説明申し上げましたが、このスケジュール等は私の手持ち資料のみの中身でございましたので、大変失礼いたしました。

○千葉康一郎委員長　それでは質疑、意見ありましたら、どうぞお出しください。

○及川幸子委員　地域ケアということで、大変関連のある重要なことだと思って質問いたしますが、きのうのテレビの報道で耳にしたのですが、お年寄りの虐待が岩手県においても136件ということで、大変驚くべき数字だったなと思っておりました。そういう中で、この地域ケアの体制の中で、どの部分が虐待とかを調査して推進していくという部分に入るのですか、この地域ケアの中で。

そして、これから県では養護センターを設置すると、強化されるということも言われておりましたので、その部分についてどのように強化をしていくのか。地域ケアの中でもこの部分は欠かせない重要な問題だと思いますので、その辺のところを教えてください。

○及川長寿社会課総括課長　虐待等につきましてでございますが、この地域ケア整備構想につきましては、将来の人口構造等に基づきまして、いわば積極的なサービスとしてどういう体制が必要かということを定める内容になっておりまして、もちろん虐待なり、そういうのもこの世界ではいろいろな場面で考慮していかなければいけない内容でございますが、それは今回、その部分について、それに対してどのような対応をするかという中身については、この構想では内容に盛り込む予定はしておりません。

○赤羽保健福祉部長　高齢者の虐待の防止につきまして、いわゆる虐待という表面的に出た問題と、それからその下に、その背景にあるものと分けて考えていかなければならないと思っております。

虐待をした、例えば私が親を虐待して、その虐待した人が悪いとか、どうのこうのという形で一人の人を罰するとか、あるいは非難するということではなくて、その家族がどういう状

況の中でそういうことに置かれていったというような、ケースワーク的な視点で見ていかなければならないと考えています。

昨年度、新たな介護保険の制度になった段階で、ここに書いております地域包括支援センターですね、虐待相談等の基本的な窓口として位置づけられております。現在、県内全市町村に 49 カ所ありまして、ここが一時的な相談窓口、このイメージの中に位置づけてございます。ここの相談の機能をバックアップする仕組みとして、きょうの日報の報道に載っていたセンターをつくったわけでございます。

この計画で、虐待をどうしようということではないのですが、その背景的なものとして、いろいろな虐待が起こらないような仕組みにしていく。家族で介護をしている場合に、いろいろ困ったことがあったり、あるいはどうしても介護が必要な人に対してイライラして困るとか、それは実際にあると思うのです。そういうふうな人たちが相談に行けるように、場というものを地域包括支援センターとして位置づけていきたいと思います。

それから、あとは虐待の防止のために地域のつながりというものがうんと大事だと思います。地域包括支援センターの隣に社会福祉協議会と書いてございますが、ご近所の底力というのはテレビでもやっておりますけれども、やはり地域の人たちの見守り、老人クラブの方たちにやっていただいておりますが、ここに書いておりますように、そういった見守りとか、あるいは外出支援とか、食事のサービスとか、いろいろなものを複合して虐待の防止といったものを進めていかなければならないと考えています。

及川課長が申し上げましたように、この計画では直接的に虐待防止というのは書いていないですけれども、こうしたパーツを組み合わせていくことによって、地域で生活していくことが、より容易にできるようにしていきたいというふうに考えております。長くなりました。

○及川幸子委員　やっぱり在宅医療というところが大変これ関連あると思うのです。介護しながら大変な立場に置かれて虐待してしまうというケース、身内で子供から受ける虐待が一番多いということが発表されておりますので、同時にそういうところも注視しながら、今後この取り組みを進めていただければという思いです。以上です。

○髙橋博之委員　これから人口減少社会、それから高齢化が進んでいくわけですが、社会として縮んでいく一方で、支えられる側の高齢者がどんどんふえていくと。まさに未曾有の、これまでいまだかつて日本が経験したことのないところに本県も先んじて突入をしていくわけですが、今これざっと見まして、すばらしいなと思ったのですけれども、果たして縮んでいく社会、税収も減っていく社会の中で、これだけのサービスをあまねく提供することができるのかなと、ふと思ってしまったのでありますが、それには限界集落の問題も一方にはあるのですけれども、地域振興部との連携というのも不可欠になってくるのだろうと思います。私もこれまで 150 カ所の公民館を回って地域の現状を聞いてまいりましたけれども、本当に中山間地の集落の状況というのは危機的な状況で、過疎化が進み、それから空き家も出て、本当に皆さん不安になっておられます。

いろいろお声を聞くと、例えばギャップを感じるのは、居住環境の充実、一人暮らしの高齢者、多様な住まいへの住み替えとあるのですけれども、優良賃貸住宅ですか。やはり行政コストとの兼ね合いもあるのですが、私は基本的に居住も集約化をしていかざるを得ないだろうという考えを持っていまして、街中に空き家もたくさん出てきていますが、一人だけで行くのは寂しいという方がやはり多いです。集落として、ある程度、束で街中に出ていくことも考えなければならないだろうし、集落によっては、死ぬまでここにいるのだと。どんなに行政サービスを削られようと、ここに最後までいるというような集落もあります。ただ、集落の皆さん方が言うのは、一人では生活も困難になるので、ここに一つグループホームをつくってほしいと。それが例えば、30 戸の集落だとか、40 戸の小さな集落なのですが、最後、尊厳のある集落の終わり方と言ったら失礼なのですけれども、そういう最後を迎えるためにも、行政として、そういう住まいのあり方というのも、これから考えていかなければならないのではないのかなと思うのですが、この構想を策定するに当たって、そういった中山間地の地域の皆さんの声をどこまで酌み上げているのだろうかなというのが、これを読んでいて疑問に思ったのですが、その点についてお伺いをしたいと思います。

○赤羽保健福祉部長　社会として縮んでいく中で、いろいろなコストがかかってくる。そのコストをだれがどう負担していくかということは非常に重要な問題だと考えております。恐らくは県としてもいろいろ考えなければならないと思いますけれども、かかるコストをできるだけ効率化するということもあるでしょうし、それからみんなでコストを負担していこう、いわゆる国民負担率をもう少し高くしていってもいいのではないかといった議論もあるいは出てくるかもしれません。そうしたことも踏まえながら、あるべき姿をやはりきちんと描いて、それに向かっていくべきではないかなと思っております。

それから、あと地域振興部との関係でございますけれども、地域振興部とのいろいろなやりとりは庁内では行っておりまして、例えば医療改革制度推進本部の中にも地域振興部長に入ってもらっておりますし、その下の幹事会でも企画室長に入ってもらって、一緒に意見交換をしながら医療提供体制の整備の中に、この地域ケア構想も医療制度改革の１つの大きな柱ですので、全体として連携しながら取り組んでいるところでございます。

それから、新しい住まいの仕方をどうするかというのは、非常に大きな課題だと思っております。実は県では、これまでもいろいろな取り組みをやってきております。例えば生活支援ハウスというのを過疎地の市町村を中心として整備する。最初の段階では冬期間だけ、除雪などがうまくいかない地域から住みかえをする場として、20 人くらいの定員の生活支援ハウスもつくってきたわけですけれども、最近は通年型で利用してきていただいております。制度として発足したのは、これは国庫の補助の制度ですが、平成になってからだったと記憶しておりますけれども、最初はあまり利用されておりませんでした。最近は、いろいろな市町村に伺いますと、抽せんをして利用していただくというふうな状況になってきているそうです。やはり買い物とか、通院とか、いろいろな面で自信がなくなってきた方が、できるだけ便利な街場のところに住みたいと、いろいろなサービスを利用できるところに住

みたいというようなことがあるということです。

それから、平成16年度から介護支援モデルハウスという形で、これはモデル的に取り組んでおりますが、８人から９人程度の方が、民家改修等で一緒に集まって住むところに県単で補助をしています。軽い介護が必要な方でも住めるような集合型の住宅をつくってみたらどうですかと、そういった御提案もして、例えば二戸市のわガーヤにのへとか、あるいは沼宮内、あそこは診療所との併設みたいな形になっておりますが、そういったいろいろな取り組みをしてきております。

今後、そうしたことを進めていかなければならないと考えておりまして、ここには有料老人ホームとか、高齢者の賃貸住宅といったことも書いておりますけれども、さらに市町村とも協議しながら、既存の社会資源をうまく生かしながら安心して住める場をどうつくっていったらいいか、さらに議論をしたいと考えています。

なお、これまでも介護支援モデルハウスなんかをつくる際、介護している方あるいは地域の方、いろいろな方たちから御意見は伺ってきております。振興局などでも、地域の保健医療福祉協議会の場などでも市町村の首長、そのほかにも御意見を伺ってきて、私どももそうした意見を反映して、先ほど申し上げましたような介護支援モデルハウスのような取り組みをやってきているところでございまして、今回の地域ケア体制整備構想をつくる場合でも、圏域ごとにいろいろな関係者から御意見を伺うことにしておりますし、パブリックコメントも今月からでしたか、やって、いろいろな御意見を伺って進めていきたいと考えております。

○髙橋博之委員　わかりました。社会のあり方自体をこれから形づくっていく大きな作業になるかと思うのですが、一方でコンパクトシティといったものも絡んでくると思いますし、あるいは残された集落を見れば地域振興部のほうで新しく草の根コミュニティ再生事業、今実態調査を始めておると思いますから、ぜひそことも情報を共有して、部局横断でこの問題に取り組んでいただきたいと、最後にお願いをして終わります。

○小野寺有一委員　少々お尋ねをしたいと思いますが、まず先ほどの及川課長さんからの説明の中で、各圏域ごとの計画を保健所が中心になってつくっていらっしゃるというお話がございましたけれども、このいただいた資料の中で、地域包括ケアシステムの確立という第１項目の中では、地域包括支援センター等が核となるというお話になっておりますが、実際問題として、保健所が計画をして、地域包括支援センターというのは各市町村が持っていらっしゃるわけですから、こういう中で、例えば私の地元の釜石でしたら１市１町ですから、それは話し合えば何とかなるというのがあるかもしれませんけれども、もっと基礎自治体の数が多くなるような圏域においては、地域包括支援センターがそれぞれ市町村ごとにばらばらな段階では、このイメージというのは本当に一つの輪になるのかというふうに懸念せざるを得ないところがあると思うわけであります。

それとあと、例えば私ごとで恐縮ですが、私の祖母は91歳で要介護度５の要介護者でございますけれども、現在血縁圏域の施設にお世話になっているということになるわけです。

先日、お盆に里帰りをしたときに意識を失うぐらいになりまして、この輪っかの中でいくと、介護保険施設から緊急入院で入院受け入れ医療機関というのが必要になるという事態に至ったわけでございます。そうしたときに、例えばそういう圏域を越えたところでのそういうサービスのやりとり、あるいは要介護者のやりとりというものが実際に出てきてしまうのではないか。

また、先ほど部長のほうからもお話がありましたが、例えば有料老人ホームとか、高齢者の賃貸住宅に入れるような、ある意味経済的にある程度の余裕がある方は、いろいろな選択肢があるけれども、実際に問題になるのは、例えば生活保護家庭であるとか、そういう本当の底辺にいらっしゃる方がどこにも行き場がなくなるということが、本当の地域ケアの必要性の本旨ではないかというふうに思うわけですが、例えば生活保護の認定、支給は、例えば市であれば市がやっているわけですが、町村でしたら県が行っているわけでございまして、汚い言葉で言えば、金の部分での連携がこの中で図られるのかということが第２点でございます。

それから、第３点は、今は圏域のほうの圏境の話をいたしましたけれども、もう一つは都道府県の県境の問題がございます。例えば気仙圏域とか両磐圏域の中では、あるいはもしかしたら他県の隣りの市町村との連携を図った方がいいという場合も多分あるのだろうと思うのですが、そういったことは隣県に対して、どのように働きかけていらっしゃることをお考えになっているのか。たくさんになってしまいましたけれども、教えていただければと思います。

○及川長寿社会課総括課長　まず、最初の保健所が中心になって策定している、これが、このシステムでは地域包括支援センターが核となってやっていくことによって一つの輪になるのかという御心配のようですが、現在検討しております各圏域ごとの構想というのは、保健所単位というか、保健所が中心になってやっておりますが、中身は各圏域の市町村とか、医療機関とか、そういう医師会、歯科医師会、関係機関の方にお集まりいただいて協議を進めておりまして、各方面の意見をいただきながら圏域の構想の策定を進めております。

それで、実際にその構想の中身としてどういうふうな回し方をするか、ケアのシステムを回していくかというときには、地域包括支援センターが中心になっていくということで、この辺は市町村の関係の方々には参加いただきながら検討しておりますので、そういう構想の中身としてつくっていけるのでないかなというふうに考えております。

それから、他の地域との連携ということでございますが、具体の個別の介護を要する、あるいは医療を要する方々のケアにつきましては、もちろん圏域を越えた、今も実際に、例えば沿岸の方が盛岡のほうに来ておられるし、個別の事態としてはそういうことも十分に考えられますので、一応計画としてはそういう数をということではなく、圏域の中に今現在どれくらいいらっしゃるかということで、基本的にはその圏域の中でどれだけのケアができるかということで検討しているところでございます。実際のやり方としては、圏域を越えていらっしゃる方というのもこれはどうしても出てくる場合があろうかなというふうに考え

ております。
　それから、実際にいろいろなケア、サービスを利用する場合の経済的な問題でございますが、これにつきましては、この構想の中でそこまで書き込むのはできないのかもしれませんが、実際に今もさまざまな保険料なり利用料の軽減措置、あるいは社会福祉法人における軽減措置、いろんな措置、支援策がございますので、そういうものを地域包括支援センター等と相談しながら使える制度を十分活用しながら対応していけるように、そういうふうな情報提供するなり、相談体制を整備するなりという格好で対応していきたいなと考えております。
　それから、県境との連携ということでございますが、これにつきましては圏域を越えた場合の考え方と同じでございますが、一応県内のそれぞれの圏域の中で検討してございますので、この構想をつくるに当たって隣県との協議というのはやっておらないですが、さまざまな他県との情報交換の会議等の機会がございまして、その場合に、この構想の策定状況とか、どういう課題があるかということにつきましては情報交換をしながら策定させていただいておりますので、それによって県の線を一つ越えれば決定的に違うということはないのかなというふうに考えております。その辺は他県とも十分に情報交換しながら策定していきたいなというふうに考えております。
○千葉康一郎委員長　ほかにありませんか。
　（「なし」と呼ぶ者あり）
○千葉康一郎委員長　ほかになければ、これをもって地域ケア体制整備構想について調査を終了いたします。
　この際、ほかに何かございませんか。
○及川あつし委員　時間も経過していますので、手短に申し上げます。いわゆる周産期母子医療センターの件でございますが、奈良県で非常にセンセーショナルな事故がまた起きて大々的に報道されたところでありますし、また、昨日は毎日新聞の一面記事に、全国の状況で要請の３分の１が満床で受け入れられないとか云々という記事もございました。
　けさほど川上課長さんから本県の状況については詳細に御説明をいただきまして、うちの県はそれなりに頑張っているのだなというふうに理解をしたところでございますが、部長さん、私は子育て期の県民の皆さんと接する機会が多くて、ここ数日の間に何度かいろいろな会話の中で、岩手県は大丈夫なのと実際に聞かれたわけであります。私も不勉強でしたので、詳細にお答えはできなかったのですが、テレビとかで、相当奈良の事故が報道されていて、岩手県の出産経験のある方でも、大丈夫なのというような気持ちになっているのだなと、ここ数日間で私自身も理解をしたわけですが、私が不勉強であればあれですが、例えばこうした全国的な問題が出たときに、うちの県ではこうなっていますよと積極的にぜひ報道等に発表するべきではないのかなと思ったわけであります。例えば、知事の定例記者会見をやっているようでありますが、この件について発言されたとは、私はまだ聞いておりません。ぜひこうした象徴的な事案が出たら、本県はこうなっているということを先に部長さん、

または知事の方から、先に発表してはいただけないかということを、まずお願いも含めてお尋ねをしたいと思います。
○赤羽保健福祉部長　本県の周産期母子医療センターの関係でございますけれども、岩手医大を中心として運用していただいておりまして、これまでのところ、さまざまなリスクのある方がいらっしゃるわけですけれども、例えば18年度ですと、妊婦さんで総合周産期母子センターに来た方、母体､胎児の集中治療管理室を利用された方が115人となっておりまして、医大の努力、あるいは大船渡病院とか、久慈病院の救急センターがある病院の努力もありまして、県内では関係者間の連携によって、奈良県のような不幸な事態が起こらないできているという状況でございます。
　こうしたことについては、本当に関係されている方々、救急の隊員の方も含めて感謝申し上げなければならないと考えております。これからも日々の努力でございます。日々の努力として医師の確保も含めて、この周産期医療体制がちゃんと整っていくようにやっていかなければならないと考えております。
　県民へのアピールの話でございますけれども、確かに先月の27日、知事の記者会見があったわけですけれども、何の事件が前後どういう関係だったかちょっと記憶しておりませんが、周産期医療体制がどうなっているかということにつきましては、何か事があったらこうだというのをいろいろな形でお知らせするようなことができないかどうかということは少し検討してみたいと思います。問題は、本当に安心できる体制にあるかどうかということではないかなと思います。その宣伝の方法については、知事が記者会見する形がいいのか、もう少し別なスタイルでやった方がいいのか。
　あとは、周産期の医療協議会というのは公開でやっておりまして、いろいろな方たちが傍聴に訪れていただいています。周産期体制の維持につきましては、非常に大きな関心を持たれていますし、御存じない方も多いと思いますけれども、医大が中心になってやられているということを御存じの方も医療に関心の高い方に限定されるのかもしれませんが、結構いらっしゃるということです。なお、こういった体制があることについては、機会をとらえて広めていきたいなと考えております。安心の周産期医療を築くために日々努力していくしかないと思っています。関係者の共同連携というのがすごく大事だなというふうに考えているところでございます。
○髙橋博之委員　最後に二つお聞きしたいのですが、まず1点目なのですが、先月ですか、花巻市内のあるクリーニング店で知的障害者の賃金未払い事件が新聞で報道されました。聞くところによりますと、随分前から関係機関は事態を把握していたにもかかわらず、有効な手立てを講じられずに、新聞報道という形で重い腰を上げたというふうな残念な形になってしまったのですけれども、本来であれば事態が発覚をして、その後、知的障害者の皆さんが苦しんでいるにもかかわらず、やはり行政としてそこに手を差し伸べて一刻も早く避難をさせて、再就職先を全力で探すというのが行政のあるべき姿だと思うのですが、なぜそのようなことができなかったのか。その経過といいますか、検証されたかどうかわかりませ

んが、反省点も含めてお伺いをしたいと思います。これが一つ目です。

それから、この問題にからんで、障害者年金を使い込んでいたのではないかという疑惑もまだ消えていません。県の方で調査をしているということでしたが、その後の経過について、改めて御報告をしていただきたいと思います。

それから最後、これが一番大事なのですが、再就職先ですか、あそこで働いていた皆さんが、現在しっかり再就職先を確保して新しい生活に踏み出しているのかどうか、ここについてお伺いしたいと思います。

○小林障害保健福祉課総括課長　花巻市のクリーニング店での事件の関連でございますけれども、随分早い時期に把握していたけれども、なぜ対応しなかったのかということでございますが、把握していたのは賃金が未払いなのではないかという情報でございまして、基本的に、障害者といえども障害者施設ではございませんので、県あるいは行政機関として、強制的に権限が及ぶ範囲ではなかったということと、それからもう１つは、障害者の方々の意思の表示が、例えば自分はここから出たいのだとか、あるいはそういうことではなかったということのために、ここまで延びたというふうに聞いております。

なお、地元のほうでは振興局も含めまして、地元の実施責任である市町村でございますとか、あるいは労働基準監督署でございますとか、そういう関係者が集まって対応を協議していたというふうに伺っておるところでございます。それで、本人の意向が出た段階で、その意向に沿って措置がなされたというふうに伺っているところでございます。

それから、年金等の問題でございますが、年金等につきましてもどのようになっているかというのを障害者のほうから聞き取りをして調査をするしか方法がないということで、施設の方で聞き取り調査をしながら、現在調査継続中というふうに伺っております。

それから、再就職先でございますが、再就職先につきましても職業安定所でございますとか、あるいは入っている施設等が中心となりまして、再就職ができるように連携をとって進めているということです。

○髙橋博之委員　花巻市のほうの責任が非常に大きいと思うのですが、県として迅速におこたえをいただいたということなのですけれども、先ほど強制的な権限がない。権限、権限と私はいつも言い逃れに聞こえてしまって、では一体だれが助けるのだと。もしマスコミが書かなかったら、だれが助けたのでしょうか。こんなこともぜひお考えをいただきたいなというふうに思います。

それから本人の意向ということなのですが、そこにまさにつけ込んで、自分の口で説明ができない知的障害者だという弱みにつけ込んでのこういう事件だったと私は思うわけですが、いずれ年金の問題はうやむやに終わらないように徹底して、権限の問題も確かにあろうかと思うのですが、マスコミさんだって調査報道をするわけですから、だれも助けてくれない中でしっかりとこの問題に最後まで対応していただいて、その責任をしっかりと明確にしていただきたいと改めてお願いをしたいと思います。

それから、最後に一つ違う問題なのですが、これで終わります。これは部長さんにお伺い

したいのですが、自立支援法案にかかわる児童施設の現状について、先日ちょっとお話を聞いてきたのですが、施設長さんがぜひ部長さんの見解を聞きたいと、こう聞かれたので改めてお聞きしたいと思うのですが、今は原則児童施設は措置費制度と利用ケアの二つでやっておるわけですが、例えば都道府県によっては18歳未満の措置率が三重県は96.3%、岡山県は96.1%、愛知県が97.6%、これに対して岩手県は4.2%。山形県などでは０%ともっと低いところもあるのですが、これだけ差があるわけです。

その施設長さんが言ったのは、子供が受ける益というのは一体何だと。自立をした生活をしていくための基礎となる力を身につけさせるための療育は必要不可欠なものであって、全国どこにいても保障されなければいけないということは、それは児童福祉法だけではなくて憲法にも書いてあるではないかと、こういうことを言われて、私もぐうの音も出なくなってしまったのですけれども、保健福祉部長さんとして、どうお答えになりますか。御見解を伺いしたいと思います。

○赤羽保健福祉部長　お話がもう一つ鮮明にイメージできないところがあって大変申しわけございませんけれども、障害者自立支援法の施行の中で、いろいろな課題は当然のことながらあると思っております。理念としてすばらしいことを書いてあることはだれしもが認めることだと思うのですけれども、利用者負担のあり方とか、従来であれば児童の場合は公費の負担が非常に大きかった。措置費の時代も、本人からも負担を取ったりしていたわけですけれども、今回自立支援法になって１割負担になったというふうなことがあるわけです。ここにめぐって、特に医療系の施設なんかも療育センターなどの場合にはいろいろと負担がふえてくるというふうなお話は伺っています。

ただ、全体として、やはりそれぞれの地域で施設の機能とかあり方とか、利用の仕方というものを、これから施設に関係する方々でもっと議論をしていただく必要があるのではないかと思います。県がこうするからこうなのだとか、あるいは県の部長の見解がこうだからこうなのだということではなくて、自分たちとして今の法制度を利用しながら、どういうふうなサービスの仕組みをつくっていくのかということを市町村を中心としてきちっと話し合いをしていただかなければならないのではないかと思っています。

そのベースになるのは、やはり障害福祉計画だと思っております。障害福祉計画をつくる議論の中で、施設長さんなりが市町村にもきちんとお話をし、そしてその中で、どういう施設だかわかりませんが、その施設をどう位置づけて、地域の人たちにどういう形で利用していただくかということを理念も含めて考えていただく必要があるのではないのかと思っております。そうすることが利用していく子供さんたちにとっても最も大事ではないかと考えております。

もう一つ見えないところがあって大変申しわけございません。

○髙橋博之委員　私の言葉が足りませんでした。むしろ大人と子供を支援法の中で一括してとらえていいものなのかということを聞かれたのですが、応益負担、その子供が受ける応益の益というのが理解できない、こういう話だったのです。要するに、小さな子供にしても、

これから社会の中で自立をしていくために必要な最低限の力を身につけさせる療育がなぜ利益なのかというふうにおっしゃられたわけです。実際に負担がふえて、子供さんを療育センターに通わせることができなくなったというお母さん方も出てきているようで、最低限のところではないかと。

都道府県の知事によっては、やはりお子さんが受ける療育は益ではないという、おそらくそういう発想から96％とか97％にいく措置費をいまだに継続をしているということがあるわけです。別に財政的に厳しい都道府県が措置費が低くて、財政的に裕福な県が高いということでも、見るとないようでしたので、知事にも機会があったらぜひお伺いしてみたいと思うのですが、部長さんとしてどのような御見解をお持ちなのかなと、こういうふうに思ったところです。以上です。

○千葉康一郎委員長　ほかにありませんか。

○及川幸子委員　１点だけ。生活保護の部分ですが、困っている方には支給されるのは当然ですが、この打ち切りということが突然ある場合、今回は九州でありましたが、本県の状態はどうなのでしょうか。

○下屋敷地域福祉課総括課長　私ども生活保護の実施機関は全部で、県と市を合わせて 20 実施機関ございますけれども、いわゆる生活保護法の基準に沿いまして適正に処理していくということを考えておりまして、一方的なこの前に九州で起きたような、何といいますか、ひどいというような形での判決はとっていないということです。

○千葉康一郎委員長　ほかにございませんか。ほかになければこれをもって保健福祉部関係の調査を終わります。保健福祉部の皆さんは退席をしてよろしいです。大変御苦労さまでございました。

以上をもって本日の日程を全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。